

令和3年3月

中札内村議会定例会会議録

令和3年3月2日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	渡辺大輔君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所掌事務調査
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7		令和 3 年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第 8	請願第 1 号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の採択を求める請願
日程第 9	報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第 10	承認第 1 号	令和 2 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 11	議案第 1 号	中札内村役場位置条例及び中札内村公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 2 号	中札内村中小企業新型コロナウイルス対策基金条例の制定について
日程第 13	議案第 3 号	中札内村教育振興基金条例の制定について
日程第 14	議案第 4 号	中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 5 号	中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 6 号	債権の放棄について
日程第 17	議案第 7 号	債権の放棄について
日程第 18	議案第 8 号	令和 2 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 19	議案第 9 号	令和 2 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 20	議案第 10 号	令和 2 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 21	議案第 11 号	令和 2 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 22	議案第 12 号	令和 2 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 23	議案第 13 号	令和 2 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番船田議員と7番宮部議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和3年中札内村議会3月定例会について、2月22日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容を報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

まず、会期につきましては、本日から11日までの10日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が1件、承認が1件、議案が22件であり、報告は「損害賠償額の決定についての専決処分」について、承認は「令和2年度一般会計補正予算の専決処分」についてで、議案については、「条例の新規制定」が2件、「条例の一部改正」が5件、「債権の放棄」について2件、「一般会計及び特別会計の補正予算」が6件、令和3年度各会計予算に係る審査が6件、令和2年度一般会計の追加補正予算が1件となっており、そのほか、村政及び教育行政執行状況報告と令和3年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「所掌事務調査通知」であります。

なお、請願等につきましては、請願1件が提出されており、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

報告1件、承認1件、議案22件のうち、議案第1号から議案第13号までの13件については初日の本会議での審議としてください。

令和3年度一般会計及び特別会計予算案6件と予算関連条例2件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の

規定を適用せずに、十分な審議をお願いいたします。

なお、新年度各会計予算案等は、3月9日から11日までの3日間での審議としてください。

さらに、令和2年度一般会計の追加補正予算については、令和3年度各会計予算審査終了後の審議としてください。

一般質問は、5名から6問の通告がありましたが、これにつきましては8日に行う予定でありますので、質の高い、政策論議となりますようお願いいたします。

以上、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月11日までの10日間に決定いたします。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書についてご説明いたします。

今後1年間の閉会中における委員会活動について、議長に通知するものですが、通知事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は1年間を上限とし、審査終了までであります。

以上、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することを決定しました。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について、ジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスピードスケート選手権大会女子チームパシュートレース及び全国高等学校スケート選手権大会女子チームパシュートレースで優勝した真野美咲さんへ授賞することを、2月16日に開催した表彰選考委員会において決定しております。

2月18日、南常盤の住民からの要請を受けて、地域の防災力向上を図ることを目的に「防災講座」を実施して、ハザードマップを利用して地震と洪水における初動対応、避難所の運営方法や災害に対しての心構えを説明し、日ごろから災害への備えが大切であることをお伝えいたしました。

消防団では、12月26日から30日の5日間、村内一円において歳末特別警戒を実施しております。

例年1月6日に実施しております出初式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となりましたが、災害がなく平穏な1年になることを祈願し、中札内神社において、村長と消防団幹部等で神社参拝を行いました。

1月25日から27日の3日間、団員23名の参加により普通救命講習を実施しております。

とかち広域消防事務組合における重要施策等の検討状況についてですが、消防力の基準につきましても、整備指針に基づき、各消防署や構成市町村における地域の実情を反映した消防力の算定をまとめ、広域化による効果的な消防車両の配置を定めるほか、庁舎・水利等の「広域化消防施設整備計画」及び車両・備品等の「広域化消防設備整備計画」を策定し、とかち広域消防事務組合の各種整備や運用統一を目指しております。

企画財政グループについてですが、ふるさと納税については、村内事業者の協力による返礼品の充実により、現時点で寄附額は6億7,000万円を超えております。

引き続き、返礼品の充実や情報発信に努め、本村の特産品をPRしてまいります。

男女共同参画では、令和3年度から5年間で取組む「第3次男女共同参画推進計画」を策定し、全ての個人が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて地域づくりを進めてまいります。

ふるさと会については、3月に予定しておりました帯広ふるさと会総会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となっております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和2年分の所得税確定申告は、これまでの役場庁舎

会議室から改善センター会議室に会場を変更し実施しております。

申告で来場される方には、マスクの着用をお願いするほか、会場内の消毒や換気、ソーシャルディスタンスを確保するなど感染症対策に配慮しながら、3月26日までの期間において対応してまいります。

住民グループについてですが、2年目の実施となりますエキノコックス駆除事業は、5月から10月の間毎月1,000個ほどの駆虫薬散布を行いました。

初回の散布後の調査では、抗原陽性率が19%程度と散布前の予備調査から半減し、人への感染源となる虫卵陽性率も3%程度まで激減いたしました。

昨年10月に行った令和2年度の調査時においては、抗原陽性率が15.6%、虫卵検出は0検体まで低下する結果が得られておりますので、引き続き事業を継続してまいります。

中札内村立診療所の関係では、医療法人北海道家庭医療学センターを指定管理者として指定し、令和3年度からの管理・運営移行並びに新しい診療体制を構築する準備を進めております。

これまで、第2回行政区長会議における概要説明を始めとし、12月のまちづくりトークにおける情報提供と、1月27日には文化創造センターを会場に、更別村国保診療所の山田所長による講演会と住民説明会を合わせて開催し、60名の参加をいただいております。

この後、本年4月からの診療体制が確立した段階で、広報紙等により必要な情報を周知してまいります。

十勝圏複合事務組合においては、令和9年度の施設移転と供用開始を目指し進めております新中間処理施設整備の関係では、整備基本構想の原案について、管内10カ所の会場を設けて住民説明会を開催するとともに、12月7日より1カ月間のパブリックコメントによる意見募集を行いました。

双方ともに多くの意見をいただきましたが、原案修正の必要があると判断されるものはなかったとの説明を受けております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、「福祉灯油」事業は、非課税である高齢者世帯・障がい者世帯など243世帯に、5,000円分の灯油購入券または共通商品券を支給しております。

8月1日より事業を開始した高齢者民間バス運賃助成事業は、2月15日現在、223人の申請を受け付け、1月末までの利用実績は、延べ1,683件となっております。

次に、保健グループについてですが、季節性インフルエンザの予防接種は、新型コロナウイルス感染症との同時流行の懸念から接種者数が増加したことにより、ワクチンの確保が見込めなくなったため、12月29日で接種を終了しました。

2月14日現在、児童・生徒は対象者601人のうち313人、65歳以上の高齢者は対象者1,156人のうち765人が予防接種を受けております。

七色献立プロジェクト「健康ポイント事業」は、6月より1月末までの期間で実施し、最終で708人の皆さまにご参加いただいております。

また、本年度の事業を締めくくる「修了セミナー」を2月20日に文化創造センターで開催し、ポイント上位者の方への表彰のほか、北海道大学大学院玉腰教授と株式会社タニタヘルスリンク阿部管理栄養士より、それぞれ村民に向けた内容でご講演をいただいております。

新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、4月以降に高齢者を対象としたワクチン接種の開始が予定されていることから、国の指示のもと、北海道と連携しながら、村内における接種体制の準備を進めるとともに、一部の関連予算については専決処分により追

加しております。

次に、保育園についてですが、外部講師を招いて、月1回程度のカリキュラムを組んで実施する体育指導は、幼児期からの身体づくりや体幹を鍛える目的以外にも、挨拶などの規律面や集団行動において一定の効果が感じられますので、取組みを継続しております。

また、年長児を対象に、1月から「感染症予防のためのマスクの着用」と、「上履きを履いて過ごすこと」を、日中の保育に取り入れ、小学校入学後の学習や生活にスムーズに移行できる準備を進めております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農業協同組合の令和2年の農業粗生産高確定額が発表され、農産・畜産合わせて137億4,078万円となりました。

農産では、6月から7月中旬の日照不足、9月の多雨により豆類は影響を受けた結果となりましたが、小麦、てんさい、馬鈴薯等で平年並みの収量が確保され、農産物全体の粗生産高は、54億3,977万円となりました。

また、畜産では、生乳の単価も値上がり傾向で推移していることから、畜産全体では、83億101万円となりました。

このような実績を残された中札内村農業の力強さを感じるとともに、不安定な天候とコロナ禍という状況の中でご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取組みとして、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、2月4日から10日まで、関係機関とともに畑作技術懇談会を開催したほか、営農セミナーを2月19日に開催し、北海道農業研究センターの気象情報利用グループの下田星児上級研究員を迎え、近年の気象変動が十勝農業に与える影響と今後の適応策について講演をいただいております。

新・元気な畑づくり事業の本年度の実績は、客土、除礫、苗木購入及び浸透層設置事業補助で、合わせて約428万円の見込みとなっております。

商工関係のうち新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、これまで地方創生臨時交付金を活用し、商工業経営持続化支援金は80事業者4,000万円、緊急事態措置休業要請支援金は14事業者280万円、ゴールデンウィーク休業支援金は51事業者975万円、マスクあっせん事業として716万7,000円を支出してきたほか、単独事業としてプレミアム商品券事業395万6,000円を支出してまいりました。

現在執行中の事業につきましては、飲食店応援クーポン事業について、1月末時点で224万円を支出し、クーポン券の利用率は58.4%となっております。

また、ようこそ中札内村宿泊費助成事業については、1月末時点で81人が利用し、26万8,000円を支出しているほか、回復スタートダッシュ事業については、6事業者、50万円を支出しております。

このほか、国の家賃助成の上乗せ拡充を行う商工業家賃等支援臨時助成金で11事業者187万9,000円を支出しております。

いずれの事業も利用期間が3月末までとなっていることから、再度、広報、ホームページ等で制度の周知を行い、利用の呼びかけを行ってまいります。

中小企業への資金融資対策については、中小企業振興資金コロナ特例分を9事業者が6,400万円を利用し、保証料補給は一括支払いになることから319万円、利子補給は令和2年度分として44万円の助成を行います。

なお、地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度から7年度までの利子補給財源を確保す

るため、本定例会において中小企業新型コロナウイルス対策基金条例の提案をさせていただいているところであります。

このほか通常分として、今年度の利子補給額は、中小企業振興資金の利子補給で29事業者50万円、保証料補給で7事業者132万円、また、中小企業者事業資金の利子補給は、32事業者69万円となっており、それぞれ助成を行います。

観光関係について、観光協会では1月24日に道の駅において「なかさつない冬まつり」を開催し、スノーラフティング体験や雪中宝探しのイベントを行ったほか、2月13日、14日には、農村休暇村フェーリエンドルフを会場に「スノーアートヴィレッジなかさつない2021」が開催されました。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、体験型のイベントはすべて中止となりましたが、多くの方に来場いただき、地域おこし協力隊員で観光振興推進員の梶山智大さんが雪原に制作したスノーアートを多くの方に見ていただきました。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪関係では、今冬の降雪日数は12月までは平年を大きく下回っている状況でありましたが、1月からは降雪日数が増加するとともに、温暖な気象状況による路面凍結など、除雪の出動回数が増加していることから、年度末を見込み、専決処分により除雪委託の予算を追加しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で10件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規分として26件を認定しております。

村営住宅入居関係では、1回の公募で2件、随時募集住宅で1件の入居を決定しております。

水道事業関係では、中島浄水場急速ろ過池施設設置工事を終えております。

下水道事業関係では、養護学校前マンホールポンプ所更新工事が完了し、浄化センター設備機械の更新工事及び5年ごとに変更が必要となる下水道認可変更委託業務が今月上旬に完了を見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症対策では、国からの通知により、村営住宅使用料及び上下水道使用料の支払い困難者に対し、支払猶予の対応を行うこととしております。

現在まで1件の相談を受けておりますが、実施には至っていない状況であります。

また、住宅の退去を余儀なくされた住宅困窮者への支援として、公営住宅の目的外使用による入居について、泉団地の3戸を確保し対応することとしておりますが、現在のところ問い合わせ等はない状況となっております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、高橋教育長。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

学校教育関係では、1月29日未明からの降雪の影響により、児童生徒の安全を確保するため、村立学校三校を臨時休業といたしました。

GIGAスクール構想で配備されるタブレット端末は、3月末までに全児童生徒に配布されますが、先行導入した端末を使用して、調べもの学習やテレビ会議システム「チームズ」でのやりとりなど、各学校で取り組んでおります。

上札内小学校の山村留学についてですが、これまで関東首都圏及び札幌市近郊など4件からの問い合わせがあり、まだ留学決定には至っておりませんが、下見に来られた保護者と

の面接やインターネット、ズームによるお互いの情報交換など、上札内小学校及び地域の魅力を伝えております。

併せて、自然体験事業や留学した世帯をサポートする「(仮称)山村留学推進協議会」についても3月下旬設立に向けて、地域・PTAなどの賛同をいただき協議を進めております。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります、1月9日から10日に明治北海道十勝オーバルで開催された第51回北海道中学校スケート大会に5人の生徒が出場し、成績上位に入った二人の選手が長野県で開催される予定だった全国大会の出場権を得ましたが、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。

十勝からは多くの選手が参加し、好成績が期待されていたところですが、無念な結果となり、選手らには新たな目標に向かって前進していただければと願っております。

社会教育活動では、1月10日、文化創造センターにおいて新型コロナウイルス感染症対策を講じた中で成人式を執り行い、新成人29人が集い、友人との再会を喜び合い、会場には笑顔が広がりました。

当日はインターネットでライブ配信を行い、参加を控えた新成人などにご覧いただきました。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等は、スポーツ奨励賞・ジュニアスポーツ賞等に2個人2団体を、文化賞・ジュニア文化賞・ジュニア文化奨励賞に9個人の受賞を決定し、昨年11月に文化賞等の受賞を決定していた6個人1団体と併せまして、3月1日に表彰式を行いました。

次に体育関係事業であります、村民スポーツ大会は2月7日に卓球大会を開催いたしました、フロアカーリング・ミニバレー・バドミントンについては、コロナ禍による参加者の減少などにより中止をいたしました。

各種教室では、8月から開催してきた大人向け新型コロナ対策運動教室は、1月23日で終了し、全11回、20歳代から80歳代まで延べ183人が参加しました。

ストレッチから足腰の運動、筋力トレーニング、トレーニングマシンの指導などを行い、参加者からは、「運動を継続しようと思う」「トレーニングマシンの使い方が分かった」など好評で、次年度の事業継続を考えております。

小学生スキー教室は、2月19日と20日に実施し、児童23人が参加しております。

音まちプロジェクトは、1月17日、三井住友海上文化財団の助成を受け、木管五重奏「アミューズ・クインテットコンサート」を開催し、来場した約100人の聴衆を魅了いたしました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 令和3年度村政・教育行政・農業委員会執行方針

○議長（中井康雄君） 日程第7、令和3年度村政・教育行政・農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 令和3年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私は平成29年から村民皆さまの温かいご支援をいただきながら、村長に就任以来、約4

年間にわたり村政執行にあたらせていただきました。

この間、人生100年時代と言われる超高齢化と超少子化により人口減少の進む我が国において、難しい課題が山積する時期に地方創生に向けた施策に対応しながら、公約に掲げた村民の幸せを第一に考え、現場に足を運び、村民の声を聞く、「村民第一、現場主義」を徹底し、「共に支えあう共生の村」、「活気にあふれ成長する村」、「未来へ前進する希望の村」を目指して、施策の重点化・選択化を進め、定住対策や観光振興などをはじめとする重点施策を展開してまいりました。

行財政運営を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、国の動向を見極めながら、本村の基幹産業である農業を中心とする地域経済を支え、地方の持続可能性を追求して、まちづくりの柱となる「日本で最も美しく・健康で・文化的な村」の推進に向けて、豊かな環境を維持し、健康寿命の延伸と文化振興を図ってまいります。

地方財政対策に基づく本村の令和3年度予算では、私の在任期間が少ないことから、骨格予算として編成しており、一部財源を留保し、地方交付税は約17億1,700万円、臨時財政対策債は約1億3,700万円、総額18億5,400万円としております。

国の予算においては、総合経済対策に基づく新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、防災減災、国土強靱化の推進など安全安心の確保の施策が掲げられております。

これらの施策を見据えるとともに、第6期まちづくり計画の最終年であることから、第2期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、取組みを推進するとともに、すべての村民が安心して暮らせる村づくりを執り進めてまいります。

特に新型コロナウイルス感染症への対応については、長期化することが想定され、国や北海道の動き、十勝圏域の状況を踏まえながら、感染拡大抑止と経済対策に取り組むこととし、具体的事業については住民の皆さんの協力もいただきながら、新しい生活様式にふさわしい形を模索し、成果を徹底的に追求して実施に向けて取り組んでまいります。

また、普通建設事業では、継続事業の役場新庁舎建設外構工事や道の駅改修工事に加え、各公共施設の老朽化や道路・水道などインフラ設備の老朽化への対応が必要となっており、国の財政支援や特定目的基金、起債を活用しながら、公共施設の長寿命化対策を進め、限られた財源の中で今後も住民サービスを継続し、村民の皆さまが安心して暮らせるための予算編成をいたしました。

これらの方針に基づいた一般会計の予算規模は、51億20万円、対前年比10.0%の減となり、五つの特別会計を合わせた合計は65億2,660万円、対前年比5.3%の減となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、「みんなで歩む協働のまち」であります。

まちづくり基本条例に掲げる住民自治を柱に「情報共有」と「住民参加」をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働によるまちづくりを執り進めるとともに、村民が主体的にまちづくりに参加でき、夢と希望に満ちた活力あるまちづくりを展開してまいります。

また、村民との情報共有を執り進めるため、インターネットやメール配信、防災情報無線、SNSなどさまざまな情報媒体を活用し、わかりやすく迅速で的確な行政情報の発信に心がけてまいります。

このほか、まちづくりトーク、行政区長会議、茶話会、地域担当制、情報宅配便、各種団体との懇談会などを活用し、村民との意見交換の場を積極的に設けてまいります。

職員の資質向上については、地方公務員としての基盤となる能力を身につけ、時代の変化に対応できる人材育成を推進するため、「中札内村研修委員会」を設置して、人材育成基本方針に基づく研修等に取り組み、企画・政策形成能力や意思決定能力、法務能力などのスキルアップを図ってまいります。

多様化、複雑化する社会課題に対応するため、部局を越えた職員間の横の連携強化を図るとともに、誠実・公正で質の高い行政サービスを提供するためにコンプライアンスの徹底に引き続き取り組み、職員が十分に能力を発揮できるようメンタルヘルス対策にも意を配してまいります。

第2は「健康で人にやさしいまち」です。

少子高齢化がますます加速する中、私たちの暮らす地域社会においても住民相互のつながりが薄れてきております。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、この傾向はさらに強まり、住民協働の推進に課題をもたらしています。

また、女性の就労機会の増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化してきております。

社会生活における環境がさまざまに絡み合い、個々のライフスタイルの多様化が進む中、地域コミュニティの持続性確保のためには、住民を主体とした助け合いや支え合いの仕組みづくりを促し、住民ニーズを踏まえたきめ細やかなセーフティーネットの構築が重要といえます。

まず、少子化・子育て支援対策についてですが、安心して子育て世代が暮らせる環境づくりに引き続き注力してまいります。

このうち、母子保健関係では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を支援するため、新たに、母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、健やかな育児ができることを目的として「産後ケア事業」を実施するとともに、産前産後ヘルパー事業を継続して、産前産後の子育て世帯への支援に取り組みます。

また、妊婦健康診査の費用と交通費の助成及び新生児聴覚検査費用助成により、出産を控えた家庭の負担軽減を継続してまいります。

妊娠期からの健康づくり、出産・子育てに向けた準備のための教室、個別相談などの支援を強化するため、保健センター内に開設した「子育て世代包括支援センター」を拠点に、子育て支援センターと連携を図りながら、産前・産後から子育て期まで切れ目のない支援を実施してまいります。

子育て支援関係では、幼児期からの学校教育や保育、子育て支援の拡充などを進めるため、「第2期中札内村子ども子育て支援事業計画」に基づき事業を推進することとし、中学生までの医療費無料化や出産祝金を継続するほか、移住・定住対策並びに少子化対策として令和2年度より開始しました中札内村結婚新生活支援事業を引き続き実施してまいります。

保育園関係では、地域における保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心がけるとともに、保護者と地域が積極的に運営にかかわることができるよう配慮してまいります。

子どもたちの健康な身体づくりと、幼児期において、英語をはじめ必要なカリキュラムの導入、検討を進めるとともに、スムーズな就学に向けて小学校との連携に努めてまいります。

「子どもの城」として位置づけする児童館ですが、建物の老朽化に伴い、屋上防水工事及び外壁塗装などの修繕工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。

高齢者福祉施策であります。本村人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、令和

3年1月末現在29.6%となっており、高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり健康で安心して自分らしい生活を営むことができるよう、身体などの状態や変化に対応した、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

高齢者の方の外出の機会を増やし、社会生活等の支援を目的とする「高齢者民間バス運賃助成事業」は、より多くの方に利用していただけるよう、継続して事業の周知等に取り組んでまいります。

介護保険関係では、介護を必要としない健康な高齢者が増えるよう、個々の状態や運動レベルに応じたクラス別による介護予防教室は、1クラスを増やして継続するほか、認知症の疑いがある方を早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

また、在宅で介護をしているご家族や、介護経験者、認知症に関心のある方などが気兼ねなく集うことのできる場として「なかさつない介護カフェ」を継続し実施してまいります。

障がい者福祉では、「障害者総合支援法」に基づく国の動向と令和3年度を始期とする「第6期中札内村障がい福祉計画」を基本として、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

健康づくりは、日常生活を送るうえで自らが健康状態などを認識し、自主的に実践することが基本となりますが、村民の健康を維持するためには、保健・福祉・医療が一体となった総合的な取組みが求められることから、「第2期いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づいて健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成につきましては、妊婦を助成対象に加えるとともに、13歳未満の子どもの2回目の接種費用を無料とし、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上を目指します。

また、抗体保有率が低いとされる41歳～58歳の年代に該当する男性の風しん予防接種は、未受検者を対象に、クーポン券を発行し、抗体検査並びに予防接種を促進してまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてですが、4月以降高齢者を対象とする接種が開始される予定であることから、国の指示のもと関係機関と連携しながら、接種を希望される村民の皆さまがスムーズに接種できる体制を確保してまいります。

国保特定健診では、コロナ禍において少なからず健診受診を控えた方もいらっしゃることから、健診の必要性を理解していただくため、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施していくとともに、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会などを効果的に実施してまいります。

国保財政の運営主体が北海道へ移行し4年目を迎えますが、急激な被保険者の負担増加を招かないよう、健全かつ安定した国保事業の運営に取り組んでまいります。

そのためには、いかに医療費を抑制するかが大切であり、積極的な保健事業の推進と特定健診受診率向上を図るべく、データを活用した行動変容対策を進めてまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診による早期発見・早期治療につなげることで、重症化予防に努めます。

特に、乳がん・子宮がん検診は、年齢を特定し無料クーポンと検診手帳をお届けするほか、乳がん検診については、40歳以上の女性を対象に超音波検査とマンモPET検査の費用助成を継続してまいります。

地域における食育の推進と、村民の食生活改善などを目指す「七色献立プロジェクト」は、

村内の生産者や飲食店などとの協働による取組みを推進するほか、栄養セミナーにおいては、野菜の摂取状態を数値化し確認できるベジチェックを取り入れ、野菜摂取の重要性や日常の食生活に野菜を上手に取り入れる方法を学んでもらえるよう取組を進めてまいります。

また、「健康ポイント事業」は、多くの方に活動量計を身につけていただき、コロナ禍においても楽しみながら計測や自己管理、身体の状態確認が行えるよう、事業を継続するとともに、医療費抑制効果の分析を実施し、事業効果の検証に取り組めます。

村立診療所は将来的な医療体制の維持・充実を図るため、運営全般を令和3年度より医療法人北海道家庭医療学センターを指定管理者とした委託により進めてまいります。

住民の皆さまへ安定した医療サービスを提供するとともに、近隣市町村の医療機関との連携を図り、持続的な地域医療体制の構築を目指してまいります。

第3は、「人と文化を育むまち」であります。

まちづくりの原点といえる人づくりのため、人が育つ環境づくりに努めながら、人がふれあい、文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次代を担うすべての子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさ、ふるさとの愛着と誇りを醸成する取組を進めてまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、協議・調整を行いながら教育行政を推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、「活力あふれる産業を育むまち」であります。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全安心な農畜産物の生産とPR、消費拡大の取組を進めるほか、「日本で最も美しい村」として地域資源に位置づけられている農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各般の方策を推進してまいります。

農業を取り巻く情勢は、TPP11（環太平洋連携協定）や日欧経済連携協定、日米貿易協定が相次いで発効されてきたほか、新たに中国・韓国を含む15カ国と署名した地域的な包括的経済連携や日英包括的経済連携協定が承認されるなど複数の貿易協定が重なり、自由で開かれた貿易市場が進む中、国内農業に与える影響が懸念されております。

国では農業の成長産業化と経営安定及び農畜産物の輸出促進のために、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく各種取組を進めております。

村としては、こうした国の動向をしっかりと捉え、国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、取組を進めてまいります。

本村の農業振興は、「中札内村農業の発展方策」に基づき、農業支援施策の拡充を図りながら、安全安心で良質な食糧の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成などの多面的機能を維持・促進するために、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

なお、現在の発展方策は策定から5年目を迎えることから、これまでの取組を検証し、今後の方向性について関係機関と協議を行いながら、見直し作業を進めてまいります。

新・元気な畑づくり事業は、客土・除礫、耕地防風林対策のほか、中札内村農業協同組合

と共同で浸透層設置に対する支援を行い、圃場の生産基盤向上を図る取組みを行っているところですが、令和3年度も継続した取組みを進めてまいります。

また、農産物の集積場の確保について、設置要望の声が多く寄せられていることから、中札内村農業協同組合と共同で集積場設置に対する支援を行ってまいります。

なお、要望がありました55カ所に対しましては、資材確保の観点から、中札内村農業協同組合と協議の上、2カ年事業として位置づけ事業を進めてまいります。

このほか、豆類選別場では、限られたスペースの中で作業員が「密」状態になりながら袋詰めや積み上げ作業を行っていることから、地方創生臨時交付金を活用し、中札内村農業協同組合が行う自動給袋包装機及びロボットパレタイザ導入を支援し、三密解消と作業の効率化、負担軽減の支援を図ってまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、馬鈴薯に係る調査を継続実施するほか、スマート農業に係る情報収集や事例研究に取り組んでまいります。

地域担い手の確保については、担い手育成センターが主体となって実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行うほか、後継者の配偶者対策としては、村の農業青年と交流できる機会を設け、村の農業にも関心を持ってもらえるような事業を行ってまいります。

食育・地産地消は、第3期食育推進計画・地産地消推進計画に基づき、安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や七色献立プロジェクトとの連携など「食」と「農業」を結び付ける取組みを実施してまいります。

また、食関連事業者を対象にしたスタンプラリーやSNSを活用したキャンペーンなどを多角的に展開し、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

なお、現在の計画は策定から5年目を迎えることから、これまでの取組みを検証し、今後の方向性について関係機関と協議を行いながら、見直し作業を進めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、「環境保全型農業直接支援対策事業」による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区及び南部地区の農道、区画整理、除礫等の工事を実施いたします。

道営農道整備特別対策事業により、中島東5線道路の路肩拡幅工事の3年目として、43号から41号間の延長368mの工事を実施いたします。

国営施設応急対策事業では、令和2年度実施区間の残工事及び用地復旧などの完了整備が実施され、今年度が完了年度となります。

畜産関係のうち大規模草地育成牧場については、この間の飼養方法の見直しや発情検知器等の新しい機器の導入により、発育成績や受胎率の向上が見られるようになりました。

今後も草地改良による良質な飼料の確保に努め、飼養環境改善に向けた設備工事や作業見直しに伴う車両の更新を図ることで、作業効率の向上や従業員の負担軽減を図るとともに、指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携して、健全な後継牛の育成と効率的な管理運営に努めてまいります。

林業関係では、私有林については未来につなぐ森づくり推進事業により、植栽に係る支援を行うほか、造林推進事業では、森林環境譲与税を活用しながら補助率のかさ上げを行い、下刈りや徐間伐に係る支援を行ってまいります。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施いたします。

有害鳥獣駆除対策では、有害鳥獣等対策協議会を中心に、猟友会や鳥獣被害対策実施隊と

連携し、ヒグマやエゾシカ、キツネ、カラスなどのほか、十勝管内はもとより村内でも生息が確認されているアライグマについて、引き続き積極的な駆除に取り組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、小規模事業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症は依然として終息の気配は無く、営業自粛によって飲食店等の経営に大きな影響をもたらしております。

本村においても、昨年末以降、飲食店を中心に入込客数が減少するなど大きな影響を及ぼしていることから、新型コロナウイルスに係る経済対策として、地方創生臨時交付金を活用し飲食店限定商品券付き地域応援プレミアム商品券事業のほか、飲食店スタンプラリー事業、商工業プロモーション推進事業などを実施し、地域経済の活性化に向けた支援を継続してまいります。

また、民間活力を活用したまちなかにぎわいづくりと起業支援を行うため、既存の「まちなかにぎわいづくり事業補助金」と「小規模起業支援事業補助金」を発展的に統合し、新たに「にぎわいづくり起業家等支援事業補助金」により、村内での店舗出店や起業支援を行います。

観光振興関係では、中札内村ならではの自然、地域資源を活用した観光振興と村の魅力を最大限引き出す取り組みを進めてまいります。

また、新年度から地域おこし協力隊として、新たに2名の観光振興推進員を採用し、観光協会と連携してバスツアー誘客事業や村の魅力を発信する各種イベントの開催、観光プロモーション事業の実施などを通じて、更なる観光PRに努めてまいります。

札内川園地は、これまで観光協会に管理運営を委託してきたところですが、4月から新たに指定管理者制度を導入し、3月末で地域おこし協力隊を卒業する梶山智大さんが設立した株式会社「A O I L O」を指定管理者として、新たな管理運営体制のもと、多くの方に来場していただき、園地内でキャンプやアウトドアを楽しんでいただけるよう、札内川園地の魅力を積極的に発信する取り組みを進めてまいります。

なお、札内川園地がある日高山脈襟裳国定公園については、現在、環境省で国立公園化に向けた調整協議を行っており、令和3年度末には、国立公園に指定される見通しとなっていることから、その機運を高め、日高山脈の魅力を多くの方に知ってもらうための取り組みを進めてまいります。

また、観光協会でも村民に日高山脈の魅力を再認識してもらえるような取り組みを行います。

道の駅なかさつないは、平成27年度に策定した「道の駅魅力向上アクションプラン」に基づき、現在、豆資料館内にある観光協会の事務所を移転し、観光情報発信力の強化を図るほか、親子が安心して休憩できるキッズスペースなどを整備するため、カントリープラザの改修工事を行い、多くの方に来場していただけるよう道の駅の魅力を向上させる取り組みを進めてまいります。

花づくりの推進では、多くの方に花づくり活動に関心をもってもらう取り組みを行いながら、花づくりの会や中札内高等養護学校のほか、更別農業高校等にもご協力をいただき「道の駅ガーデン」を実施いたします。

自然環境と調和し、四季折々に北海道の山野草が咲き誇る民間観光施設を利用して、村民の皆さまに愛され親しまれるイベントを目指す「ロッカノヨル」を企画して、村の魅力を生かした情報発信を行い、交流人口や関係人口の増加につながるよう執り進めてまいります。

第5は、「自然豊かで快適に暮らせるまち」であります。

村民が健康で安心して暮らせるよう、本村の豊かな自然環境や美しい景観の保全に配慮し、自然と生活環境が調和する快適なまちを目指してまいります。

また、景観形成については、「日本で最も美しい村」を柱に、「景観行政団体」への移行を見据えた準備を執り進めるとともに、優れた自然環境や美しい農村景観など、恵まれた資源を守り育てていくため、「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」に基づき、景観を次代へ継承する認識を持って、日本で最も美しい村連合と連携し、村民が主体的に活動する環境づくりや景観・環境を守る地域づくりを推進してまいります。

ごみ処理の関係では、ごみステーション利用時の分別方法並びにリサイクルセンターへ持ち込む際の分別と搬入ルール住民周知に努めるほか、個人・行政区・事業者の理解と協力を得る中で、行政と一体的なごみ減量対策と資源リサイクルの推進に努めてまいります。

環境美化活動の推進では、住民参加による「クリーン中札内」での清掃活動と、日本で最も美しい村連合に加盟する自治体が連携し実施する「日本で最も美しい村ビューティフルデー in 中札内村」の活動を通して、環境美化への関心や意識高揚を図り、真の美しい村実現に向けた取組みを推進してまいります。

また、無償によるボランティアごみ袋の利用促進と有効活用を図るため、広報誌のほか、あらゆる場面を活用した住民周知を行い、無理なく手の届く範囲から美化活動を意識してもらえよう取組んでまいります。

コミュニティバス「くるくる号」については、地域における安心な暮らしの確保のため、村民に親しまれ、愛されるバスを目指し、市街地区と農村地区における運行時刻や路線経路、停留所などについて、村民からご意見をいただきながら、利用促進の向上や村民生活の足確保を図ってまいります。

公園管理関係では、中札内村公園整備基本計画に基づき、鉄道記念公園の整備を行うための調査設計委託を実施いたします。

調査設計には、住民の声が反映されるよう住民ワークショップを開催し、多くの意見をいただいた中で作成してまいります。

また、公園管理委託などにより、公園の適正な維持管理に努めてまいります。

なお、今年度から札内川総合運動公園及び上札内パークゴルフ場の効果的な維持管理のため、管理を教育委員会へ移行しております。

道路整備関係では、オーバーレイ工事の継続のほか、村道縁石取替工事、村道植栽補植工事、クラックの補修・修繕などを行い、環境に配慮した維持管理に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、元更別4号橋の補修工事を施工してまいります。

河川管理関係では、普通河川の景観保全及び安全確保に努めるとともに、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、引き続き重要施策の一つとして、移住・定住の促進を図るほか、良好な居住環境創出のため、中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、あけぼの団地3棟9戸、中央団地1棟8戸の長寿命化改善工事及び居住性向上工事を進めてまいります。

水道関係では、各浄水場の適正な管理を行い、安定的な浄水の確保に努めてまいります。

また、令和4年度に水道会計を公営企業会計へ移行するための企業会計システムの導入

や条例等の整備について、業務委託により進めてまいります。

下水道関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道ストックマネジメント計画に基づく機器等の更新工事を進めてまいります。

また、公営企業会計への移行について、水道事業と同じく準備を進めてまいります。

防災対策の強化について、近年、日本で起きている風水害や地震等の災害をふまえ、自助・共助の行動が重要と捉え、地域防災組織の設立を促すとともに、いざというときに一人ひとりが適切な措置をとることができるよう、村民の参加と、消防、国及び北海道等の関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

役場新庁舎の完成に伴い、5月2日に落成式を挙行し、機能移転を行うとともに、危機管理の中心的役割を果たす防災・災害復興の拠点といたします。

また、とかち広域消防事務組合においても、令和2年度から一部継続して消防庁舎の増改築に係る工事を行ってまいります。

超高齢化社会を迎え、救急体制の充実強化を図るため、勤務形態の統一、隔日勤務体制の2部制5名当務を確固に執り進めてまいります。

以上、令和3年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

地方自治体の行財政環境は、今後も厳しさを増すと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の対策も含め、国・道の動向や地方自治制度の改革情報の把握を行い、緊急度・優先度を勘案し、限られた財源の中で創意と工夫を凝らした迅速な行財政運営を目指してまいります。

中札内村は農業・食・観光など他に誇れる素晴らしい財産を数多く持った未来に広がる村であります。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、そして中札内村の出身者であることを誰もが誇りに思い、誰もが自慢できるやさしく美しい村づくりに向けて、職員一丸となって全力投球をしてまいります。

議会議員の皆様並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（中井康雄君） 執行方針の途中でございますけども、場内の換気等もございますので休憩をしたいと思います。

11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

執行方針の途中でございました。

次に、高橋教育長、お願いします。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 令和3年度中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、地域を支えるまちづくりを担う人材を育成するためには、教育の役割がますます重要でございます。

少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び高度情報化の進展、新たな感染症への対応など、社会が大きく変化する時代にあつて、ふるさとに愛着と誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって社会を生き抜く力を身につけることが求められております。

本村教育委員会は、最終年度となる第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「人と文化を育むまち」を実現するため、中札内村教育大綱、教育にかかわる諸計画に基づき、村と連携し、引き続き努力してまいります。

令和という新しい時代の中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、社会の中で義務と責任を果たせる人となるよう、生き抜く力の育成を基本とし、学校・家庭・地域など社会全体で、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる教育と、そのための教育環境づくりを推進いたします。

社会教育では、すべての村民が心の豊かさ、生きがいを感じることができるよう、文化・芸術活動やスポーツをする機会を提供し、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を主体的に生かす環境づくりを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、学校や保護者の方々と連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

基礎的・基本的な知識・技能や、それらを発揮できる力である「確かな学力」を身に付け、「豊かな人間性を育む」ことを重点に取り組んでまいります。

一つめの重点目標は、「新しい時代を切り拓く力の育成」です。

「確かな学力」の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭学習の定着に取り組めます。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることを踏まえ、家庭・保育園・小中学校が連携して、子どもを育てる地域の環境づくりを進めます。

義務教育においては、小学校では令和2年度から、中学校においては令和3年度から新学習指導要領の全面实施となります。

基本理念であります「社会に開かれた教育課程の実現」を踏まえ、育成すべき資質・能力の三つの柱としての「学びに向かう力、人間性等の涵養」、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」の推進に向け、効果的な学校経営の確保に努めてまいります。

中央教育審議会が答申を行いました令和の日本型教育の構築を目指して、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びとを一体的に充実することを目指し、児童生徒の学習環境については、ギガ・スクール構想に伴う一人1台のタブレットなどICTを活用した授業改善や学習習慣の確立に努め、学力向上や試行的能力の育成を推進するとともに、きめ細やかで丁寧な指導ができるよう、少人数の学級編成や外国語専科教員により学習指導の充実を図ります。

外国語教育は、積極的に英語でコミュニケーションを図る態度の育成に向けて、イングリッシュ・ルームの利活用を含め、授業公開を取入れながら指導方法の工夫改善に取り組んでまいります。

また、小中学生、高校生の英語検定の受験を拡大促進させるため、検定料の助成を継続実施いたします。

国際交流派遣研修事業ですが、令和2年度は感染症の影響により受け入れや派遣はできませんでしたが、相互交流の合意を得ている米国ハワイ州エバマカイミドルスクール生徒の受け入れと、本村生徒の同校への派遣を予定しております。

特別支援教育の推進では、保・小・中が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーなどの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得ながら、きめ細やかな指導と一貫した支援を行います。

また、小中学校では、必要に応じて学校特別支援員を配置し、児童生徒の学校生活・学習活動を支援してまいります。

学校における働き方改革の推進については、「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、方策や改善を図りながら改革を進めてまいります。

また、校務支援システムの計画的な利活用により、校務の軽減と標準化を目指し、より効率的で安定した指導体制を図ってまいります。

高等教育支援では、高校に通学するために経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成いたします。

二つ目の重点目標は、「豊かな心と健やかな身体の育成」です。

地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育では、学校支援ボランティアや地域住民の支援により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業に取り組めます。

規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てる道德教育の一層の充実に向けて、中札内村教育研究所が策定した小中学校9年間の指導計画により、体系的な道德教育を推進いたします。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、「北海道いじめ防止指針」の周知の徹底と、いじめ等の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応に取り組めます。

併せて、複数配置のスクールカウンセラーによる教育相談など、学校を支援する体制の充実を図ります。

健やかな身体の成長を促す教育では、体力の向上を目指し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の成果や課題について分析を行い、授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援に加え、基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

学校給食は、食材の調達に地産地消の考え方を基本とし、地場産の素材を使った「ふるさと味覚給食」、「ふるさと食材の日」や行事食などの提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための食育の推進を図ります。

三つめの重点目標は、「信頼される学校づくり」でございます。

保護者や地域住民への積極的な情報提供と、教職員の服務規律遵守の徹底などに取り組めます。

開かれた学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布などにより、地域住民への積極的な情報共有を行います。

特色ある学校づくりでは、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう、学校と連携した支援を行います。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が自校の学校経営方針、重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、ICT機器の活用を含めた校内研修や長期休業中の教職員研修の充実、各種研修事業への参加を促します。

四つめの重点目標は、「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」です。

地域の大人が力を合わせて子どもたちをともに育てる地域協働型学校づくり協議会（コ

コミュニティ・スクール)の活動を推進いたします。

さらに、学校支援ボランティアの登録拡大と活用、小中連携から小中一貫教育の取組みを推進し、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの連携を図り、長期休業中の体験活動などを実施いたします。

また、上札内小学校の山村留学の活動を、地域、PTAなどと連携した中で取組んでまいります。

以上、学校教育に係る重点事項について申し上げます。

第2は、社会教育、文化、芸術の振興です。

生涯を通じた学びの支援により、心豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供やその成果を主体的に生かすことのできる環境づくりを進めます。

また、社会教育が生涯学習の中核的な役割を果たすことができるよう、第8期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供の充実とともに、学習の成果を生かせる機会の提供に努めます。

地域協働型学校づくり協議会は、「共育の日関連事業」の取組みを進め、地域の教育力を結集し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めます。

子どもたちの各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、ジュニアアウトドアスクールの充実を図り、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施いたします。

生涯学習では、諸講座の開催や、社会教育団体や村民グループの自主活動の支援など、学習活動を推進いたします。

「ポロシリ大学」では、各学習と発表の機会の提供や、子どもたちとの交流、他町村との交流を行います。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供いたします。

また、村民主体の「文化祭」の実施や、公演等の開催支援、さらに更別村と連携した「学校舞台芸術鑑賞」など、芸術文化の鑑賞機会の創出に努めたいと思います。

アートの村づくり推進事業では、「子どもアートプロジェクト」として、武蔵野美術大学及び昭和音楽大学との連携事業を推進し、対話型鑑賞など児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き豊かな感性を身につける取組みを進めます。

また、「なかさつ音まちプロジェクト」として、ファツィオリピアノを中心とした活動を広く発信し、子どもから大人まで音楽に親しむ取組みを進めてまいります。

図書館事業は、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、絵本作家講演会などの各種主催事業、学校などでの読書活動の支援や連携事業などを実施し、魅力ある図書館を目指します。

第3は、スポーツの振興です。

本村のスポーツ施設は、多くの村民の方がスポーツを気軽に楽しみ、スポーツを通じた交流や健康維持のために利用されております。

今年度からは、新たに村公園設置条例に定める上札内公園及び札内川運動公園について、村から事務委任を受け管理いたします。

特にパークゴルフ場の管理については、利用団体の協力をいただきながら、快適性の向上を図ってまいります。

また、利用者に対するサービス向上を図り、スポーツ団体や少年団活動に対しての育成・

支援を継続し、総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の活動支援に努め、生涯スポーツを振興いたします。

さらに、コロナ禍における運動不足などを解消するため、運動教室を定期的に開催してまいります。

以上、令和3年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、出羽農業委員会会長。

（出羽義幸農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（出羽義幸君） 令和3年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、「有機農業の村」宣言を行い、農畜産物の「安全・安心」への対応、クリーン農業への取組などを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たしてきております。

本村農業委員会は、これまで担い手への農地の利用集積・集約化、農地を守る活動などを推進してきており、今後も関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たすべき役割を認識し、農地行政の厳格な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して地域農業の振興発展のため、関係機関・団体と連携し、各種取組を推進してまいります。

農業委員会は、委員の任期中、以下、主要な業務について取組を行います。

1、優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、農業委員会法に基づく「農地等の利用の最適化の推進」の定めにより、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の三つの柱をもとに、農地等の利用の効率化など対策を一層推進してまいります。

2、担い手の育成及び確保対策について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成・確保とその配偶者対策、高齢化や後継者がいない農業経営者の円滑な承継の促進が重要であり、農業担い手育成センターを中心に、関係機関・団体、南十勝町村との連携を図るとともに、高齢となる農地所有者等の意向把握にも努めてまいります。

3、農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

4、地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意

見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

5、情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用した農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供と内容の充実を図ってまいります。

6、農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農地所有適格法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し、適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） これで各執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 請願第1号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第8、請願第1号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の採択を求める請願を議題とします。

ただいま議題になっています請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この期間中に終了し報告願います。

◎日程第9 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第9、報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和2年10月19日、中札内きらきら保育園の遊戯室において、自由遊びをしていたところ、当該園児が走り縄跳び中に縄が足に引っ掛かり、左肩から床に転倒する事故が発生、負傷したもので、心よりお詫び申し上げる次第であります。

この度、本件に係る治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償するものであ

ります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

この損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

◎日程第１０ 承認第１号 令和２年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第１０、承認第１号、令和２年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国の補正予算において、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び学校保健特別対策事業などが追加されることに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 承認第１号、令和２年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー９番、令和２年度中札内村一般会計補正予算書、令和３年専決第１号をご用意いたします。

最初に１ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ５，０６２万３，０００円を追加し、総額を６６億７，２４５万６，０００円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和３年１月１５日、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分としたものでございます。

次に、９ページをお開きください。

９ページ中段から１０ページ上段にかけてであります、４款衛生費、１項保健衛生費、５目予防費、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る追加補正となります。

ワクチン接種に係る一般事務と看護師の会計年度任用職員の報酬、費用弁償、電話料及び郵便料、各種委託料、備品購入など、総額４３０万１，０００円を追加するものでございます。

併せて、特定財源として、国庫支出金を同額の４３０万１，０００円追加するものでございます。

次に、１０ページ中段をご覧ください。

８款土木費、２項道路橋梁費、３目除雪対策費、説明欄、除雪委託費、４，３８４万円の追加は、１月の降雪量が多く、出動回数が増えたことや、今後を見込み、併せて増額したものでございます。

次に、１０ページ下段をご覧ください。

10ページ下段から11ページにかけてであります、10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄、修繕料38万5,000円の追加は、中札内小学校において、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い器の自動水栓に交換するものでございます。

その下段、一般備品48万3,000円の追加は、加湿空気清浄機等を購入するものでございます。

また、11ページ上段をお開きください。

消耗品費6万1,000円の追加は、上札内小学校において、新型コロナウイルス感染症防止を目的に、抗菌スリッパ等を購入するものでございます。

その下段、一般備品52万7,000円の追加は、ワイヤレスアンプ等を購入するものでございます。

併せて、双方の小学校における追加に対する特定財源として、国庫補助金を80万円追加するものであります。

次に、11ページ下段をご覧ください。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、修繕料64万9,000円の追加は、双方の小学校同様に、中札内中学校においても、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い器の自動水栓を増設するものであり、その下段、一般備品37万7,000円の追加は、加湿器を購入するものでございます。

併せて、特定財源として国庫補助金を40万円追加するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

12ページ及び13ページにかけてであります、給与費明細書を添付しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る一般事務と看護師の会計年度任用職員の報酬を追加したため、給与費の報酬欄に36万7,000円を追加したものでございます。

それでは、戻っていただきまして、7ページをお開き願います。

7ページ上段、9款地方交付税の普通交付税と、8ページ上段、18款繰越金で、歳出に見合う額として4,506万8,000円を追加し、調整したものでございます。

最後になります。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費の補正について、今回、追加した補正の新型コロナウイルスワクチン接種事業と、工事の設計変更に伴う消防庁舎増築及び改修工事を追加しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点お伺いいたします。

コロナウイルスワクチンの接種にあたって、先に接種券等を配布すると思うのですけれども、その中に、多分接種する前に問診を受けるのか、問診票に書いてもらうのかわかりませんけれども、そういった問診票みたいなものも作成されるのかどうかということと、その問診票について、先に接種券と一緒に送って先に記入をしてもらって書いてきてもらうのか、それとも、当日、問診を受けながら書いていくのか。

どのような方法を考えているのかお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの接種券についての送付の質問の回答になります。

けれども、まず接種券の送付なのですが、3月中旬以降というふうに予定していましたが、現在、国の方で高齢者の接種日がまだはっきりしていませんので、それがはっきりしてきましたら送付するような予定で進めています。

問診票についてなのですが、接種券の送付のときには一緒に送らないことで進めたいと思っています。

接種券を送ったときに、接種日ですとか予約の方法をご説明するようなものを同封しまして、その後予約を受け付けて接種日の予約を受け付けていくことになるのですが、予約を受け付けてくださった方に、今度は改めて当日の日程と予診票を入れて案内を送付する予定にしております。

ですので、事前に予約を受けた方については、予診票をお送りしてある程度記載はしていただいて、当日持ってきてもらうというように考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、令和2年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認されました。

◎日程第11 議案第1号 中札内村役場位置条例及び中札内村公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第11、議案第1号、中札内村役場位置条例及び中札内村公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、役場庁舎移転のため、住所を変更する必要が生じたことから関係条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第1号、中札内村役場位置条例及び中札内村公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、黒ナンバー8番の議案書の3ページ、黒ナンバー16番の議案関係資料の1ページをお開き願います。

最初に、黒ナンバー１６番の議案関係資料１ページをご覧ください。

役場位置条例及び公共下水道条例の二つの条例については、役場新庁舎の建設工事が完成し、落成することに伴い、河西郡中札内村大通南２丁目３番地から、河西郡中札内村東１条南１丁目２番地１に改めるものでございます。

附則であります、役場新庁舎の建設工事については、３月中に完成しておりますが、３月下旬から４月下旬にかけて、議場、執務室や会議室など、それぞれ備品の納入及び設置を適時行いまして、落成式を５月２日に行う予定としております。

その後、ゴールデンウィークを活用して引っ越し及び機能移転を行うものでございます。

二つの条例の施行期日について、落成式を行う予定であります５月２日からとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第１号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第１号、中札内村役場位置条例及び中札内村公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、地方自治法第４条の３項の規定により、特別多数議決となります。

出席議員の３分の２以上、５名以上の同意が必要となりますので、起立による採決を行います。

それでは、この議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中井康雄君） 起立者６名となりました。

全員の起立がありましたので、したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２号 中札内村中小企業新型コロナウイルス対策基金条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第１２、議案第２号、中札内村中小企業新型コロナウイルス対策基金条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業振興資金コロナ特例分に係る利子補給財源を積み立て、次年度以降に活用するため、地方自治法第２４１条

第1項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、補足説明させていただきます。

黒ナンバー8番、議案6ページをお開きください。

本基金は、国の新型コロナウイルス感染症対策として交付された地方創生臨時交付金の対象事業として、中札内村中小企業振興資金のコロナ特例に係る融資の利子補給事業が該当になることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の利子補給に係る財源の積み立てを行うために制定するものです。

なお、財源の積み立てを5年間分としているのは、国臨時交付金の取扱い通知において、令和7年度末までという定めによるものです。

次に、基金の内容についてですが、第1条は設置の目的で、基金の目的を定めるもの。

第2条は積立てで、積立てる額は予算に定めるもの。

第3条は管理で、最も確実かつ有利な方法により管理すること。

第4条は運用益金の処理で、基金の利子等の積み立てを定めるもの。

第5条は基金の支消で、第1条の目的に限り支消できること。

第6条は委任で、必要な事項は別に定めることとしております。

附則としまして、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしておりますが、本条例は国の臨時交付金制度に基づき制定するものであり、制度上、令和8年3月31日限りでその効力を失うものとし、その時点で本基金に残額がある場合につきましては、予算に計上して国庫に返納すると定めております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、中札内村中小企業新型コロナウイルス対策基金条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お昼になりました。

休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆様お揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第 13 議案第 3 号 中札内村教育振興基金条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第 13、議案第 3 号、中札内村教育振興基金条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本村の学校教育及び社会教育の充実及び振興を図ることを目的として、中札内村教育振興基金を設置するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき提案するものです。

詳細については教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明、申し上げます。

議案の 8 ページをご覧ください。

教育委員会が所管する基金につきましては、現在、文化振興基金、スポーツ振興基金、永井明奨学基金とこの三つの基金があるのですが、新たに、この中札内村教育振興基金を整備し、ふるさと応援寄附金などを活用して、安定した財源の中で、今後取り組んでいくべき教育振興に特化したような形で振興を図ってまいりたいと考えております。

第 1 条につきましては、設置の目的で、基金の目的を定めるもの。

第 2 条は積立てで、積立てる額は予算に定めるもの。

第 3 条は管理で、最も確実かつ有利な方法により管理すること。

第 4 条は運用基金の処理で、運用から生ずる収益・利子等の積立てを定めています。

第 5 条は繰替運用などで、財政上必要な場合は歳計現金にできること。

第 6 条は基金の支消で、第 1 条の目的に限り支消できること。

第 7 条は委任で、必要な事項は村長が別に定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、今回提案させていただく基金条例に積み立てする財源を補正予算案に計上させていただきます。

また、本条の制定につきましては、教育委員会での審議を得て、提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 3 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、中札内村教育振興基金条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号 中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第14、議案第4号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

地籍図等の複写及び閲覧にかかる手数料等について、受益者負担の適正化の観点から、地籍図の複写手数料を細分化し、種類の変更及び手数料額の改定を行うため、手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表により説明させていただきますので、黒ナンバー16、議案関係資料2ページをお開き願います。

今回の手数料徴収条例の改正につきましては、これまで地籍図に関する手数料については3区分により対応をしておりましたが、近年、中札内村の手数料が高いなど、地籍図を必要とする方々の声もあり、改正が必要と考えていたところですが、今年度におきまして、地籍システムの入替え及び大型印刷機の導入により、これまでの対応でできなかったサイズなどの対応が可能となったことから、次のように改正するものであります。

資料をご覧ください、まず新旧対照表の改正前、地籍図面等複写手数料を改正後、地番及び境界線が必要な図面等の複写手数料とし、これまで1枚A2サイズですが500円としていたものを、四つのサイズに区分し、A2サイズが同サイズとなるため同額の500円とし、サイズの大きさに合わせ、それぞれの金額を改正するものでございます。

次に、改正前、地籍座標管理図複写手数料を、地籍座標地が必要な図面の複写手数料と

し、1枚につきA1サイズでございますが、1,000円を、一筆につきA3サイズで300円とするものでございます。

次に、改正前、地籍成果図等の閲覧を、改正後は手数料を追加し、「1件につき」を「1人につき」と変更するものでございます。

なお、改正にあたりましては、十勝管内の手数料を参考とさせていただいているところでございます。

附則ですが、この条例は令和3年4月から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点確認させてください。

改正の理由についてはおおよそわかりましたが、表の中の中段、地籍座標管理図複写手数料、A1、1枚につき1,000円というこういう説明でございました。

改正を見てみると、一筆につきA3サイズということで、約3分の1になるのかな。

極端にここだけ300円ということで下がっているものですから、他のものについてはおおよそ横並びかなというふうに見ていまして、特にここで大きく下がった理由を簡潔に教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） ただいまの質問につきまして、1,000円から300円に変更となった部分の細かい部分につきましては、現在、A1サイズということで一つのサイズしかできない中、相当大きな、地籍図の大きな図面を一つ出して1,000円ということで対応しております。

座標については、取られる方が基本的には一つの座標を取る方が多く、そこまで大きな図面の座標値を必要としないことが、これまでの必要とする方々の状況から見ると、もう少し区分をして出した方がいいということで、A3サイズの小さいものを300円として、必要な枚数に応じて対応した方が、利用される方の利便性が図られるということで、今回については区分をさせていただきました。

十勝管内の状況も参考に、大体同額程度の金額を座標値の複写手数料として払っているものですから、それも参考にさせていただいたところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 地籍の図面は少し大きめのやつがA1というのかな。

今の説明だと、そのものでなくてA3サイズだから4分の1ぐらいになるのかな。

それで用が足りるということで300円に下がったという説明だったと思うのですが、では、逆にA1、1枚の地籍の座標図、全体がほしいという場合についてはどういう考え方になるのでしょうかね。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） ちょっと説明に不足がありました。

今回、前段で説明したとおり、地籍のシステムが変更することによって、細かい区分での座標値を出すことができるようになりました。

これまでのシステムであると、A1サイズの座標値しか出せなかったのですが、そういうこともあり、区分して出せると。

例えば、大きいサイズで三つの座標値がほしいという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった部分については、その地籍図の中に入っていればいいのですが、違うものであればさらに1,000円ってかかっていく座標値なのですね。

それをA3サイズで細かくしてあげることによって、複数の区分を取ったときにでも、金額的には安価になり求めやすくなるという部分もありますし、今まで用紙サイズが大きいということで紙代、さらには職員のかかる時間等も多かったのですが、システムの変更によって、すごく簡易に出せるようになり、こういう手数料の金額にさせていただいたところです。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 私ちょっと気になるのですが、縮尺がそれぞれのサイズで、A3とかA2とかといって、三角スケールを当てたときに、それが正確なものなのかどうか。

どの図面が縮尺に一致しているのか。

それらについてはどういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 縮尺につきましては、今年度新たに入れたシステムの中ですべて対応できるような形になってございますので、その辺は心配するところはないというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号 中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第15、議案第5号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和2年6月5日に公布され、居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間の延長が行われます。

また、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする改正が令和3年4月1日から施行されることから、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー16番、議案関係資料に基づき説明いたしますので、3ページ、新旧対照表をお開き願います。

今回の条例改正は、基準を定めます国の関係省令の一部改正に伴うもので、居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間の延長及び主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするものです。

はじめに、第6条第2項は、平成30年4月1日より居宅介護支援事業所における管理者の要件を、主任介護支援専門員としていますが、人員確保に関する状況を考慮し、主任介護支援専門員の確保が困難であるとやむを得ない場合について、管理者を介護支援専門員とすることができる内容を条文に追加するものです。

次に、附則第2項及び第3項は、管理者要件の経過措置として、令和3年3月31日までの間、その適用が猶予されていましたが、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、その者が管理者である場合に限り、管理者要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することができるとするものです。

なお、附則のとおり、この一部改正は公布の日より施行し、第6条第2項の改正規定は、令和3年4月1日より施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号 債権の放棄について

◎日程第17 議案第7号 債権の放棄について

○議長(中井康雄君) この際、日程第16、議案第6号及び日程第17、議案第7号、債権の放棄についての2件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村営住宅使用料及び簡易水道使用料のうち、回収が不可能となっている債権について、この権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、村営住宅使用料及び簡易水道使用料の債権の放棄につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

はじめに、黒ナンバー8、議案の13ページをお開き願います。

本案件は、村営住宅使用料に関し、村が有する債権のうち、債務者本人の所在不明により回収不可能となっている債権について、債権の放棄を行おうとするものでございます。

放棄する債権の額は15万9,755円で、債務者は一人、年度ごとの内訳につきましては、債務の概要のとおりとなっております。

次に、議案14ページ及び黒ナンバー16、議案関係資料の4ページをご覧くださいと思います。

本案件は、簡易水道使用料に関し、村が有する債権のうち、債務者本人の死亡、住所不明により回収不能となっている債権及び破産法に基づく免責決定を受けた債権について、権利の放棄を行おうとするものでございます。

放棄する債権の額は27万370円、債権者は17人、年度ごとの内訳につきましては、債務者の概要のとおりとなっており、15ページをお開きいただき、合計欄の債務の内訳でございますが、本人死亡が調停24件、5万4,580円、所在不明が調停79件、18万3,060円、破産が調停10件、2万8,350円となっております。

なお、黒ナンバー16、議案資料の4ページにつきましては、簡易水道使用料の個人ごとの債権の内訳となっておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) すみません、訂正がございます。

ただいま申し上げました黒ナンバー8番、議案15ページの所在不明の合計金額に誤り

がございました。

79件で18万7,440円ということで訂正をさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 口頭で説明したのが間違いで、そこに載っている方が正しい数字です。

これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、債権の放棄についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、債権の放棄についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第8号 令和2年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第19 議案第9号 令和2年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第20 議案第10号 令和2年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第21 議案第11号 令和2年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第22 議案第12号 令和2年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第13号 令和2年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第18、議案第8号から、日程第23、議案第13号までの令和2年度中札内村各会計補正予算についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億4,229万7,000円を追加し、総額を68億1,475万3,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ277万2,000円を減額し、総額を4億7,568万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2,176万6,000円を追加し、総額を3億1,976万8,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ39万7,000円を減額し、総額を7,255万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ489万2,000円を追加し、総額を1億3,754万円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ2,687万1,000円を減額し、総額を2億7,682万7,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは最初に、補正予算とは別となりますけれども、今年度、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金に係る予算として取り進めた主なものを説明を申し上げたいというふうに思います。

黒ナンバー16番の議案関係資料をご用意ください。

5ページをお開き願います。

令和2年度において、本村が新型コロナウイルスに対応した地方創生臨時交付金の対象事業を5ページから6ページにかけて記載したものでございます。

本交付金は、新型コロナウイルス感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的としたものでございます。

上段の表は、令和2年度における1次から3次までの地方創生臨時交付金、総額2億4,646万8,000円となります。

次に、歳出の表については、5ページ上段から6ページまで記載しており、新型コロナウイルス感染拡大の防止に係る消耗品、備品購入、感染拡大の影響に対する経済支援事業等の予算額。財源内訳、所管課、事業概要を事業別にまとめたものでございます。

総額2億5,874万5,000円となります。

それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番をご用意願います。

最初に、歳出に主なものから説明させていただきますが、歳出に係る特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね１００万円以上に増額補正、減額補正について説明申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入の減額については、１００万円以上であっても入札等の執行及び契約金額の確定による補正理由の場合については、省略させていただきます。

最初に３６ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄中段、積立金、公共施設等整備基金積立１億７，２００万円の追加であります。本年度の村税の追加、歳出の執行残により生じた財源を将来の公共施設整備などに備えるため、積立てを行うものでございます。

次に、３７ページをご覧ください。

説明欄中段、北海道総合行政情報ネットワーク設備移設工事５０３万２，０００円の減額及び防災行政無線及び全国瞬時警報システム設備移設工事８５４万５，０００円の減額は、令和２年度と３年度の２カ年事業で、債務負担行為を設定し、取り進める工事でございます。

令和２年度において、工事費に係る前払金の申請がなかったため不要となったものであります。

併せて、特定財源の地方債及び庁舎整備基金からの繰入れも減額しております。

その下段、庁舎備品２２５万５，０００円の減額は、指名競争の入札に伴うものでございます。

併せて、本件も特定財源の地方債及び庁舎整備基金からの繰入れも減額しております。

次に、３８ページをお開きください。

３目財産管理費、説明欄中段、土地購入費２４７万円の減額は、ときわ野第４分譲地において買い戻しなかったことによるものでございます。

その下段、５目交通安全対策費、説明欄下段、修繕料１４４万円の追加は、当初、街路灯３０基分の修繕料を見込んでおりましたが、３０基を上回る修繕箇所の増加によるものでございます。

次に、３９ページをご覧ください。

７目電子計算費、説明欄最下段、電算システム及び機器設置業務委託３３０万円の減額は、契約額の確定に伴う減額であります。

併せて、特定財源の地方債も減額しております。

次に、４２ページをお開きください。

２項企画費、３目まちづくり推進費、説明欄下段、まつり振興事業補助金１６５万円の減額は、コロナ禍を受けて、該当するお祭り等が開催されなかったことによるものでございます。

併せて、特定財源として、ふるさと活性化基金からの繰入れも同額減額しております。

次に、４３ページをご覧ください。

説明欄中段、積立金、ふるさと活性化基金積立２，３００万円の追加であります。本年度のふるさと応援寄附金が当初予算より多く見込まれることによるものでございます。

また、その下段、積立金、豊かな環境等創成基金積立１００万円の減額は、先に説明したように、本年度のふるさと応援寄附金が当初より多く見込まれますが、寄附者の使途の意向に応じて配分を見直したため、減額するものでございます。

次に、４３ページ下段から４４ページ上段にかけてご覧ください。

ふるさと納税費１，５７３万円の追加は、当初予算で令和元年度におけるふつさと応援寄附金額を考慮し、ふるさと応援寄附金額を６億４，２００万円と見込み予算計上しておりましたが、２月末現在で６億８，０００万円余りの寄附金額の状況を踏まえ、本年度の

ふるさと応援寄附金額を7億円と推算したものであります。

これを受けて、一般事務の報酬、返礼品に係る報償費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を追加しようとするものでございます。

次に、48ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、福祉基金積立615万円の減額は、先に説明を申し上げましたが、豊かな環境等創成基金と同様に、本年度のふるさと応援寄附金が当初より多く見込まれますが、寄附者の意向に応じて配分を見直したため、減額するものでございます。

その下段、説明欄中段、自動車借上料250万円の減額は、コロナ禍において、社会福祉協議会等におけるイベント等の中止により利用減になったものでございます。

次に、50ページをお開きください。

3目老人福祉費、説明欄上段、高齢者民間バス交通費245万9,000円の減額は、6月定例会において、補正予算で400万円の追加を行い、本事業を取り進めてまいりましたが、これまでの実績及び今後の利用見込みを考慮して、減額するものでございます。

次に、51ページをご覧ください。

4目障害者福祉費、説明欄下段、日中一時支援事業委託219万1,000円の減額は、コロナ禍の影響で利用回数が少なくなったことによるものでございます。

併せて、特定財源の国庫負担金も減額しております。

その下段、南十勝こども発達支援センター負担金193万2,000円の減額は、南十勝こども発達支援センターにおいて、今年度、正規職員の中途退職や育児休暇の取得により、人件費が減ったことによるものでございます。

その下段、法外援護、いわゆる通所費助成116万5,000円の減額は、コロナ禍の影響で通所を控えたことや、休所したことによるものでございます。

その下段、介護給付費693万9,000円の追加は、重度訪問介護の利用が伸びたことによるものでございます。

その下段、訓練等給付費460万3,000円の減額は、グループホーム入居者が退所されたことによるものでございます。

次に、54ページをお開きください。

9目後期高齢者医療費、説明欄中段、療養給付費負担金412万8,000円の減額は、市町村療養給付費負担金額が確定したことによるものでございます。

次に、55ページをご覧ください。

2項、1目児童福祉費、説明欄上段、児童手当192万5,000円の減額は、児童手当を支給する対象児童の減少によるものであります。

併せて、特定財源の国庫負担金及び道負担金も減額しております。

次に、57ページをお開きください。

3目中札内保育園費、説明欄中段、給料843万2,000円の減額及び職員手当22万8,000円の減額は、年間を通して会計年度任用職員の保育士を公募してまいりましたが、応募がなく、採用ができなかったことによるものでございます。

次に、59ページをお開きください。

59ページ最下段から60ページ最上段にかけてご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄下段、建物改修工事172万7,000円の追加は、診療所の指定管理に向けて、電気設備の改修を行うものであります。

併せて、特定財源として、公共施設等整備基金170万円を繰り入れるものであります。

また、本工事については、繰越明許を設定して取り進めるものでございます。

次に、67ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄最下段、新・元気な畑づくり事業補助金172万3,000円の減額は、本事業費の確定によるものであります。

併せて、特定財源の浸透層設置対策寄附金及び食と農業農村振興基金の繰入れも減額しております。

次に、68ページをお開きください。

2目農業振興事業費、説明欄中段、環境保全型農業直接支援対策事業補助金458万9,000円の減額及び畑作構造転換事業補助金320万9,000円の減額は、本事業に係る実績面積等が確定し、助成額が確定したことによるものであります。

併せて、特定財源の道補助金も減額しております。

次に、69ページをご覧ください。

4目土地改良事業費、説明欄最上段、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金2,591万8,000円の追加は、令和2年度の負担金との相殺額となりますが、事業主体の北海道において、春先の早期な工事着手に伴うものであります。

特定財源の道補助金も精査しております。

併せて、翌年度の工事となることから、繰越明許費の設定も行うものでございます。

次に、71ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄最上段、草地造成委託245万8,000円の減額は、本委託料の確定によるものであります。

次に、72ページをお開きください。

72ページ最下段から73ページ最上段にかけてご覧ください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、商工業家賃等支援臨時助成金339万8,000円の減額、スタートダッシュ事業補助金410万3,000円の減額及び宿泊助成事業交付金108万1,000円の減額は、6月・9月定例会で補正予算を計上したものでございます。各補助金における今後の見込みに合わせて減額するものでございます。

併せて、特定財源の国庫補助金も減額し、他の事業に充当しようとするものでございます。

次に、73ページをご覧ください。

説明欄中段、中小事業振興資金保証料補給補助金316万4,000円の追加は、村内商工業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運営資金等を借り入れた際にかかる保証料に対し補助するものでございます。

その下段、説明欄、積立金、商工業振興基金積立3,000万円の追加は、今後の商工業に係る振興を見込み、積立するものでございます。

その下段、説明欄、積立金、中小企業新型コロナウイルス対策基金積立348万5,000円の追加は、先ほど、本条例について可決いただきましたが、中小企業振興資金利子補給補助金の財源として積み立てるものでございます。

その下段、3目観光費、説明欄、観光振興推進員報酬170万4,000円の減額は、観光振興推進員の特別休暇取得に伴うものでございます。

その下段、説明欄、普通旅費100万4,000円の減額は、コロナ禍のため、観光振興推進員の出張が減ったことによるものであります。

次に、76ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、説明欄中段、廃棄物処理処分委託123

万3,000円の減額は、路面清掃等において、堆積物が少なかったことによるものでございます。

次に、78ページをお開きください。

5項住宅費、1目建築総務費、説明欄中段、定住促進補助金311万1,000円の減額は、今年度における今後の申請者数を見込みに合わせて減額するものであります。

次に、79ページをご覧ください。

4目公営住宅建設費、説明欄中段、公営住宅改修工事837万1,000円の減額は、工事完了に伴う執行残であります。

併せて、特定財源として、国からの交付金及び地方債を減額しております。

次に、80ページをお開きください。

6項営農用水道費、1目水道管理費、説明欄中段、営農用水道工事203万6,000円の減額は、工事完了に伴う執行残であります。

併せて、特定財源として、公共施設等整備基金からの繰入れも減額しております。

次に、82ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、4目消防施設費、説明欄中段、消防庁舎増築及び改修工事599万円の減額は、指名競争入札による契約額の確定に伴うものであります。

併せて、特定財源の地方債も減額しております。

次に、84ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄中段、永井明奨学資金貸付元金積立121万8,000円の減額は、今年度における執行額が確定したことによるものでございます。

次に、85ページをご覧ください。

3目学校教育振興費、説明欄上段、コミュニティスクール交付金102万2,000円の減額は、本活動の執行確定に伴うものであります。

その下段、説明欄下段、積立金、教育振興基金積立1,000万円の追加は、先ほど、本条例について可決をいただきました。教育振興に係るための財源として、ふるさと応援寄附金から積立てをするものであります。

次に、87ページをお開きください。

2項学校給食共同調理場費、2目業務費、説明欄下段、会計年度任用職員報酬188万5,000円の減額は、調理員が年度途中で退職したことによるものでございます。

次に、93ページをお開きください。

5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄最上段、文化振興奨励事業補助金598万7,000円の減額は、文化振興奨励事業分について、今年度における今後の申請者数を見込みに合わせて減額するものであります。

特定財源として、文化振興基金繰入金を同額減額いたします。

その下段、説明欄下段、積立金、文化振興基金積立1,100万円の追加であります。本年のふるさと応援寄附金が当初予算より多く見込まれることによるものであります。

次に、95ページをお開きください。

12款公債費の長期債償還元金439万8,000円の追加は、役場新庁舎の地方債において、据え置き期間を設けず、元金償還の平準化を図るものであります。

また、その下段、長期債償還の利子324万円の減額は、借入額及び借入利率の確定に伴う減額となります。

次に、96ページをお開きください。

13款諸支出金、特別会計繰出金であります。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の4会計合わせて699万2,000円を減額しております。

次に、97ページをお開きください。

給与費明細書であります。まず、特別職の表については、その他の特別職の人数の減によるものであります。

次に、98ページの一般職の表、給与費及び共済費の比較における減額については、会計年度任用職員も含めた職員数の人数減が大きな要因で、その他減額は、扶養等の異動によるものでございます。

次に、戻っていただきまして、14ページをお開きください。

14ページから15ページ上段にかけてご覧ください。

歳入について説明を申し上げます。

はじめに、1款村税で、1項村民税340万円、2項固定資産税1,661万7,000円、4項たばこ税133万4,000円の追加は、現在の賦課及び収納率を見込み、それぞれ追加するものでございます。

現年度の固定資産税収納率は99.8%を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税で、1項、1目地方揮発油譲与税340万円の減額は、ガソリンに課した地方揮発油税で、北海道からの譲与税の確定に伴うものであります。

次に、15ページをご覧ください。

最下段、7款、1項、1目環境性能割交付金900万円の減額は、元年度までは自動車所得税で、その後継となる制度でありますが、自動車の販売台数等の影響を受けて、減額となるものでございます。

次に、16ページをお開きください。

説明欄最上段、9款地方交付税、普通交付税は、交付額の確定によるもので、8,344万1,000円を追加するものであります。

次に、その下段、説明欄中段、11款分担金及び負担金、放課後児童クラブ負担金107万1,000円の減額は、4月、5月の利用料無償及び休所対象に伴う利用者の減によるものであります。

次に、17ページをご覧ください。

説明欄中段、12款使用料及び手数料、牧場使用料448万9,000円の減額は、預託の頭数減によるものでございます。

その下段、村営住宅使用料149万8,000円の追加及び特定公共賃貸住宅使用料227万8,000円は、家賃の確定によるものです。

公営住宅の家賃につきましては、入居者の収入に応じて変わりますが、令和2年度においては増加となっております。

次に、18ページをお開きください。

説明欄中段、営農用水道使用料185万7,000円の追加は、使用水量の増に伴うものでございます。

次に、26ページをお開きください。

説明欄最上段、14款道支出金、農地利用最適化交付金は、農地利用に係る活動実績、成果実績に応じて210万円を追加するものでございます。

次に、28ページをお開きください。

説明欄中段、15款財産収入、2項、1目財産収入、財産売却収入の不動産売却収入1,713万3,000円の追加であります。ときわ野第4分譲地の売買契約が締結され、

当初見込み2区画より4区画の分譲地が売れたことによるものでございます。

このことに伴い、6区画の分譲地が売り払ったことで、ときわ野第4分譲地が完売となりました。

また、ポプラ工業団地が1区画売れております。

さらに遊休地の売り払いも行っているところでございます。

次に、その下段、動産売払収入であります。まず、立木売払は当初見込みよりも間伐材の売払量が減ったことに伴い、169万2,000円の減額となっております。

車両売払291万5,000円の追加であります。堆肥化処理施設で使用していたショベルローダー1台の一般競争入札を実施し、売り払いを行っております。

次に、31ページをお開きください。

説明欄中段、19款諸収入、保育所広域入所受託事業収入157万円の追加は、帯広市及び芽室町より園児の受け入れを行ったことによるものでございます。

次に、32ページをお開きください。

説明欄下段、19款諸収入、6項雑入、北海道市町村備荒資金組合納付金還付金200万円の減額は、消防庁舎改修及び増築工事の工事額確定に伴う減額となります。

次に、33ページをご覧ください。

説明欄上段、4目宝くじ交付金153万5,000円の追加は、交付額の確定による増額であります。

次に、その下段、説明欄下段、20款、1項村債、2目総務債、減収補填債676万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填をするものでございます。

次に、34ページをお開きください。

21款、1項、1目法人事業税交付金は、今年度から新たに交付されたもので、交付見込額500万円を追加するものであります。

8ページにお戻りください。

第2表継続費補正は、減額補正後の電算システム更新事業について、総額及び年割額を変更するものであります。

次に、9ページをお開きください。

第3表繰越明許費の補正については、上段の表につきましては、追加する事業で、高度無線環境整備推進事業負担金ほか5事業になります。

その下段、中札内村立診療所改修事業であります。12月定例会における補正額に、先ほど説明いたしました診療所における電気設備改修の工事費を追加するものであります。

次に、10ページに移ります。

第4表債務負担行為補正は、新年度から中札内村立診療所及び中札内村中島農業センターなどの指定管理業務委託に対して、限度額を定めるとともに、豆類自動包装機導入事業補助金の債務負担行為を行い、令和2年度から契約を取り進めようと今回提案するものでございます。

その下段の表につきましては、6事業の契約額確定に伴う減額変更とするものでございます。

最後になります。

11ページをお開きください。

第5表地方債補正であります。まず、上段の表は先ほど説明を行いました減収補填債の限度額を定め追加するとともに、下段の表につきましては、それぞれの事業債について、

借入額に合わせて限度額を減額変更しようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明の途中ではございますけれども、空気の入替え等もございまして、休憩をしたいと思います。

2時15分まで休憩いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時13分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、黒ナンバー11番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、10ページをお開きください。

まず、歳出予算について説明させていただきます。

なお、関連する財源につきましても、併せて説明を加えますので、歳入側予算において同様の説明は省略させていただきます。

1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄下段、国保事業状況報告システムクラウド利用負担金2万8,000円は、国保連合会統一様式の追加に伴うシステム改修費用として、1団体当たりの負担金として増額するものであります。

次に、11ページ中段、2款保険給付費、1項、3目一般被保険者療養費、説明欄、療養費60万円の減額は、1カ月当たり25万円程度の支出を見込んでおりましたが、年間を通じて20万円以下の実績で推移しておりますので、減額補正するものであります。

なお、ページ中列、財源内訳に記載いたします北海道の普通交付金を同額で見込み、歳入側予算におきましても減額いたします。

次に、14ページをお開きください。

ページ中段からの6款保健事業費、2項、1目特定健康診査等事業費の説明欄、特定検診等委託99万5,000円の減額は、実績と今後の見込みにより減額補正を行うものであります。

続いて、15ページ下段、9款諸支出金、1項、8目特定健診等負担金償還金15万1,000円の追加は、令和元年度分の当該事業費の精算により、納入済である負担金の一部を返還するものであります。

続いて、歳入側の説明を行いますので、7ページまでお戻りください。

ページ上段、1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税、各節の合計額97万7,000円の減額は、当初、賦課額の確定とその後の被保険者異動等を加味し、年度末の収入見込額として調整を行うものであります。

その下、2款道支出金、1項、1目保険給付費等交付金、説明欄、特別調整交付金54万7,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、所得が減少した7世帯より申請を受けた国保税特例減免分に係る国・道による補てん額などを、今回追加するものであります。

また、説明欄最下段、特定健診等負担金79万2,000円の追加は、特定健診及び特定保健指導などに係る経費について、交付申請額に合わせて増額するものであります。

続きまして、8 ページ中段、4 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金、説明欄、事務費負担分 5 9 万 9, 0 0 0 円の減額は、歳出側総務費の減額補正に伴い、一般会計からの繰入額を調整するものであります。

ページ下段、基金繰入金 4 3 4 万 1, 0 0 0 円の減額は、国保基金からの繰入額を減額し、会計全体の財源調整を行うものであります。

次に、9 ページ、5 款繰越金 2 0 5 万 8, 0 0 0 円の追加は、令和元年度会計決算による繰越確定額として増額するものであります。

最後になります。

4 ページをお開きください。

令和 3 年度当初予算で計上いたします重複多剤服薬情報通知・特定健診受診勧奨通知作成委託につきましては、予算の承認をいただく以前ではありますが、今年度より事前準備に着手をする必要があることから、2 カ年に渡っての債務負担行為を設定させていただくものであります。

事業概要につきましては、予算の概要説明で触れさせていただきたいと思いますが、医療費の抑制、特定健診受診率の向上を目的として、新たに着手しようとするものであります。

以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

引き続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正予算を説明いたします。

黒ナンバー 1 3 番、補正予算書 6 ページの歳入をお開きください。

上段、1 款後期高齢者医療保険料、現在の調定額と収入見込みによりまして、特別徴収保険料は 3 2 9 万 3, 0 0 0 円の追加、普通徴収保険料は 2 7 9 万 3, 0 0 0 円を減額するものであります。

続きまして、2 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金は、それぞれ確定見込によるもので、事務費繰入金は 2 1 7 万 2, 0 0 0 円を減額、保険基盤安定繰入金は 1 4 万 1, 0 0 0 円の追加、健康診査受託事業繰入金は 5 万円の減額を行うものであります。

続いて、3 款繰越金 8 8 万 4, 0 0 0 円の追加は、令和元年度会計の決算確定をもって増額するものであります。

続きまして、7 ページ、5 款広域連合支出金、2 項、1 目健診等受診率向上特別対策補助金 3 0 万円の追加は、村独自の健康項目に対する補助金交付額として増額するものであります。

続きまして、8 ページ、歳出をお開きください。

1 款総務費、1 項、2 目保健事業費、説明欄、健康診査委託 3 4 万円の減額は、これまでの実績、今後の見込みにより減額補正を行うものであります。

9 ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、事務費負担金 6 1 万円の減額、保険料等負担金 6 1 万 1, 0 0 0 円の増額につきましては、広域連合に納付すべき額の確定により、今回それぞれの調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー 1 2 番、介護保険特別会計補正予算書 1 0 ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたしますが、財源となる歳入の調整額も一部補足しますので、歳入側での同様の説明は省略いたします。

ページ下段、1 款総務費、3 項、2 目認定調査費、1 1 ページ、説明欄、主治医意見書料

28万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策のため、介護認定有効期間を1年間延長できることとされたため、認定調査件数が減ったことにより、減額するものです。

続いて、ページ中段、2款保険給付費、1項、1目介護サービス等諸費、18節2,472万3,000円の増額は、説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費では、訪問入浴介護、訪問看護及び福祉用具貸与など利用件数の増加のほか、認知症グループホーム梅花荘の利用などにより、769万4,000円を追加するものです。

また、介護予防サービス等給付費は、訪問看護、通所リハビリの利用件数が見込みよりも多かったことに加えて、特定施設入所者生活介護の利用等により、155万3,000円を追加し、その下の施設介護サービス給付費は、老人保健施設の利用者増加などによる所要額として1,547万6,000円を増額するものです。

この給付費に係る財源は、ページ中列、国庫支出金の合計額で408万円余り、道支出金で459万5,000円のほか、記載のとおり歳入側の財源調整を行っております。

少し飛びまして、16ページをお開きください。

4款地域支援事業費、2項、1目介護予防生活支援サービス事業費、18節84万8,000円の減額は、要支援の方を対象とする訪問介護、通所介護の利用が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、17ページ、3項、1目一般介護予防事業費67万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言により、介護予防教室まる元の開催回数が減ったことや、予定していた体力測定会が開催できなかったことによるものです。

また、18ページ上段、1目包括的支援・任意事業費73万3,000円の減額は、予定していた講演会や研修会などが中止となったほか、成年後見・法定後見の該当者がなかったことによるものです。

次に、6ページの歳入までお戻りください。

ページ中段、3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金の440万円余り、7ページ中段の4款道支出金、ページ下段の5款支払基金交付金で、それぞれ現年度分として追加する予算は、歳出側の介護給付費の増額に伴うもので、それぞれ規定の負担割合に応じて再調整を行い、本年度における収入見込額として、今回補正を行っております。

6ページ下段、2項、5目介護保険保険者努力支援交付金は、地域における高齢者の介護予防や健康づくりの取組みに対する交付金として73万6,000円が交付されるものです。

次に、8ページをお開きください。

上段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正総額301万7,000円の追加は、説明欄上段の介護給付費繰入金現年度分309万2,000円の増額、以下、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものです。

その下、2項、1目介護保険事業基金繰入金79万5,000円の増額は、歳出予算の増額により発生する財源不足を補うほか、会計全体の財源調整を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

黒ナンバー14、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものですが、1款分担金及び負担金の1目共同施設維持管理負担金9

0万8,000円の減額は、南札内浄水場共同施設維持管理費の前処理施設に係る薬品代及び電気料の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものでございます。

2款使用料及び手数料の水道使用料572万円の追加は、主に大口使用者の使用水量の増によるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳出ですが、右説明欄下段、簡易水道事業基金費、簡易水道事業基金積立は、余剰金見込の増により財源調整として532万2,000円を追加するものでございます。

その下段、受水費、十勝中部広域水道企業団負担金80万円の追加は、大口使用者の使用水量の増によるものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

説明欄上段、共同施設維持管理費、109万6,000円の減額は、主に歳入で説明しました需用費の消耗品及び光熱水費の減によるもので、その理由としましては、昨年度設置しました前処理施設の稼働が台風や大雨が少なかったことにより、高濃度の状況が少なく、薬品代及び電気料が削減できたことによるものでございます。

続きまして、黒ナンバー15、公共下水道事業特別会計補正予算書の8ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、2款使用料及び手数料の下水道使用料580万5,000円の追加は、大口使用者の使用水量の増によるものでございます。

その下段、3款国庫支出金の下水道国庫補助金1,484万4,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額による減と執行残によるものでございます。

その下段、4款繰入金の一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整で720万9,000円を減額するものでございます。

9ページをご覧ください。

7款村債、下水道事業債の1,090万円の減額は、先ほど説明しました国庫補助金の削減で、予定事業を行えなかったことにより、事業債を減額するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳出ですが、1款総務費、説明欄中段、12節委託料の下水道調査設計委託348万円の減額及び14節工事請負費の終末処理場処理施設工事2,368万円の減額は、歳入で説明しました交付金の配分額の減額によるものでございます。

施行管理及び浄化センター汚泥設備ほか更新工事を見送ったことによるものでございます。

その他委託及び工事の減額は執行残によるものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

2款浄化センター維持管理費の10節需用費、光熱水費81万4,000円の減額は、終末処理場処理施設工事に伴い、終末沈殿池の稼働を交互運転となったことにより、電気料が削減となったものでございます。

その下段、修繕料107万円の追加は、ばっ気装置が故障し、修繕を行うものでございます。

その下段、12節委託料、脱水汚泥堆肥化処理委託93万5,000円の追加は、12月に汚泥処理の状況悪化により追加補正いたしました。最終沈殿池の工事までに状況改善を見込んで処理量を算定しておりましたが、現在までに改善が見られないことから、工事に伴う汚泥量の増加分を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから6件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは、黒ナンバー10番の10ページの債務負担行為補正についてお聞きいたします。

一番上の中札内村診療所の指定管理に係る協定に基づく委託料のことをお聞きいたします。

令和3年度から7年度の5年間で3億5,750万円の委託料が債務負担となっています。

これから実際に診療していく中で、安定した診療所体制が継続していけるよう期待しているところですが、今後、経営面では収支のバランスが大事となってくると思いますが、万が一費用が不足した場合には、村としてさらなる追加をするという考えは持っているのかどうかお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 春からの診療となりますので、歳入も歳出も全く読めない中での債務負担行為の設定です。

一応期間は5年間としておりますので、初年度からこの金額を割ることはないとは思いますが、複数年やった結果を見まして、どうしても村の方で補てんが必要だということにつきましては、協議の上、請求があったから払うという意味ではございませんが、協議させていただいて、追加なりさせていただく可能性はあります。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） わかりました。

ちなみに、更別診療所では教育関係者とか保健師さんなどさまざまな職種の人たちと意見交換などをし、信頼関係を築いてきたと更別住民の方は言うておりました。

中札内診療所でも、今後多くの住民が通ってくるよう、行政との連携や住民との信頼関係の醸成が大事になってくると思いますが、村としての何か取組みは考えておられますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 今の段階では具体的にこれはということはちょっと考えるまで至っておりませんが、できる限りこちらを担当していただく所長、高石という医者ですが、なるだけというか、村の方から要請としては地元に住んでいただきたいというのは当初からの要望で、関係する職員についても、可能な限り、単身者が多いというふうに聞いていますけれども、民間アパート等を借りて住んでいただくという形を取って、できるだけ住民に近い医療機関として今後やっていただきたいなという希望はっております。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） わかりました。

これからいろいろ少しずつ中身がよくなっていくのかなって思っております。

今後、2村が本当に協力し合って一つの医療圏として、今後安心して住民が暮らせる医療体制づくりを作っていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、大和田議員のお話の中でありましたが、特に地域との連携、高島課長の方からも説明あった中札内に住むということは、まず一つあると思うのですが、いろんな場面で、福祉的な見地も含めて、お医者さんの意見を求めたいというのは、これまで福祉政策を進めていく上で非常に重要な点だったというふうに思っています。

特に更別の診療所にお医者さんを派遣している本村が診療業務を委託する北海道家庭医療学センター、基本的な考え方については、そういった福祉サイドのケアの会議だとか、いろんな場面で、認識をその場面で出していってくれる。

そういうふうに思っていますし、そういうスタンスにあるというふうにはお聞きしておりますので、できるだけそういった場面に出ていただいて、ご意見をいただいて、前向きに福祉も医療も、総合診療ということでございますので、そういった関わりを十分取っていただきたいというふうにお話をできるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 2点ほど確認をさせていただきたいと思いますが、一般会計の10番の59ページ、帯広厚生病院運営費補助金ということで、今回の補正で33万円追加しておりますよね。

ちょっと調べてみると、当初264万円だったのですが、この追加の要因というのかな、そういうものがあると思うので、どういう理由で厚生病院の方からそれぞれ負担金の増額となっていたのかということを知りたいと思います。

もう1点は、総務費の中で、新庁舎、5月に移るということで、備品類追加しましたよね。

それはいいのですが、残った旧庁舎の各備品類ありますよね。

恐らく古いものは向こうにほとんど移行しないのではないかとというふうに思うのですが、それらの処分について、どういう考え方を持っているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 金額増加につきましては、厚生病院の方から補助金の申請あがってきた限り、それを見させていただいた限りであります。厚生病院に通われる患者数の増加、あと、2種類、患者数割と均等割という配分になっていきますけども、こちらの方が若干増加したので、追加の費用ということで、今回増額させていただいております。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

新庁舎に移った後の旧庁舎の備品の取扱いということだったのですが、基本的には必要なもの、新庁舎に持っていくものと持っていけないものを区分した中で、いらないものについては売り払いをするというような考えであります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 向こうに持っていくもの、そして不要なものについては売り払うということなのですが、ここの今の現庁舎の大体何割ぐらいを新庁舎の方に移行するのか。

きちっとした数字はいいのですが、全体、古い庁舎にある備品のうち半分ぐらいが新庁舎に行くのかということを押さえたいので、概略の割合を教えてほしいのと、また、不要なものについては売り払うということなのですが、言ってみれば、住民も

その辺も関心持っていると思うので、例えば、いらない人は全然買いに来ないけども、例えば、机がいるとか椅子がいるとかって、それぞれの思いが住民の中であるというふうに思いますので、この売り払い処分については、例えば、せり売りで住民を対象に1回見てもらって、どれぐらい売れるのかはわからないけども、まず主体的に住民を考えて、説明をしている人にせり売りなりで処分すると。

誰もほしくない場合については廃棄するのか業者に売するのか。

そんなことを考えるべきでないのかなというふうに思うのですけども、そこらの考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 備品の関係ですね。

売り払いの関係でございますが、こちらの方につきましては、何割向こうに持っていくかということは、正直なところ把握していないというか、すでに決まってはありますが、今現時点で何割持っていくということはちょっと答弁することはできないのですけども、物品の売り払いにつきましては、村民に広く周知して、そういった形で売り払いを行っていきたいというような考えは持っております。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 先ほど厚生病院の補助金の関係ですけども、実を申しますと補助金の算定が予算措置をする段階で固まっていなかったために、平成30年度の実績ベースで予算を組んでおりました。

なので、先ほど患者数がいきなり増加したみたいな説明加えましたけども、そもそもベースとなる金額が安い金額だったということでご理解いただきたいなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体わかりました。

備品の関係なのですけども、話としては全然想像が付かないという答弁だったのですけども、おおよそ、例えば、大体の今ある備品について使えるもの7割、8割についてはほとんど持っていくのか。

あるいはまた、新庁舎なので、本当にいいものの1割ぐらいを持っていくとか、そんな全体の感覚をちょっと聞きたいので、細かいものはいいのですけども、掴みとしてどういうイメージなのかということで質問したので、そのイメージについてお答えいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） イメージということでありますけども、基本的に引っ越しをまず行って、実際に持っていく備品、持っていない備品を振り分けますね。

その後、実際に新規備品を購入して、まだ再利用できるものということもあるので、この備品を持っていかない、持っていくというのはまだしっかりした整理というのはまだできていないというのが状況なのですけど、ただ言えるのは、机とかいうものについては、執務室に置く机とかそういったものにつきましては、もう新しいものを購入するということで取り進めておりますので、そういった形の中で、新しくすることですから、机等については売り払いを行っていくと。

そういったイメージでご理解いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） それではほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは何点かお聞きします。

ちょっと歳入の方でわからない点もありますのでお聞きしますが、諸収入の永井明さんの奨学資金の貸付金ですけども、先ほど説明の中で、執行額が確定したための△121万8,000円だということで説明を受けたのですが、これは当初予定していた貸付をしようとしていた額がそこまでいかなかったということなのか、それとも貸した分の償還が遅れているのか。

ちょっとこれが理解できないものですから、そこを説明願いたいと思います。

それともう1点は、34ページに新しく交付金となりました法人事業税交付金ですか。

これについて、今回新しく設けられたのですが、どのような目的で設けられた交付金なのかということを説明をいただければというふうに思います。

そしてまた、これについては、今後ずっと続いていく交付金なのかどうか。

その辺もお伺いいたします。

あと、歳出の方で、46ページの戸籍住民費で個人番号カード交付金50万5,000円とありますが、これを見ますと若干マイナンバーの発行が少しずつ増えてきているのかなというふうに見えるのですが、その伸びている要因はどういうことなのか。

それとまた、今までの発行枚数としてはどのぐらいになっているのか。

あと、普及率というのですかね、その辺がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

もう1点は、下水道会計の方なのですが、ちょっと下水道会計の方の給与費の明細書をちょっと見ていて、ちょっと気になったものですからお聞きするのですが、一番最後の方に給与費明細書付いているのですが、その中で時間外勤務手当、ここで下水道関係、職員1名になっているのですが、59万9,000円ということで、かなり大きな時間外手当になっているのですよね。

ちょっと前も調べてみますと、今回も11万5,000円ほどの補正が上がっていて、あと12月でも24万円ぐらい上って、かなり一人としての時間外勤務手当としては大きな金額になっているなど。

もしこれが本当だとすると、かなり勤務体制として問題があるのではないのかなというふうにもちょっと取れたものですから、その辺どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、下水道会計の中で、前回もお聞きしたのですが、汚泥の処理委託ですね、今回、水質汚濁等によってどうしても汚泥の出る料が多いということで、かなり追加追加で上ってきているのですが、水質汚濁ということで仕方がないなというふうには思うのですが、またちょっと予算審査の中でもちょっとお聞きしますが、今回については、この年間の排出量というのですか、トン数なのか立米なのかわかりませんが、1年間としてどのぐらいの排出量が出ているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 私の方から、永井明奨学金の元金収入についてご説明いたします。

本来であれば、年度当初において、すでに当該年度償還する額というのは決まっております。

それで、減額というのは普通はあり得ないのですが、令和2年度当初におきまして、当該年度借りた部分も、据え置き期間ない形で積算して、収入があるよという形で組んでまいりました。

ですから、今回、正しいのがこのマイナス百何万円、それは次年度以降入って来るものになりますので、今回は年度当初において多くちょっと組んでしまったということで、今回3月の補正で落とさせていただきました。

申し訳ありませんでした。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 私の方からは、法人事業税交付金についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、制度の改正に伴いまして、市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人住民税の一部を北海道から市町村に交付することになったものでございます。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） マイナンバーカードの関係でございます。

こちらは村の方における発行件数、かなり令和2年度において伸びております。

これ自体が始まったのが平成27年度から開始しておりますけれども、開始当初は100件余り、発行件数ありましたが、それ以降、令和元年度までは100まで満たない申請件数でした。

ただ、令和2年度に入ってから、これ2月の途中までの数であります、311件とかなりの伸びを見せております。

要因としましては、国が進めているマイナポイントですとかの事業の開始が大きな要因になっているのかなというふうには感じております。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 先ほどの法人事業税交付金についてですが、今年度から新たに交付されまして、今後も継続して交付されることになっております。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 下水道関係についてでございます。

まず1点目の時間外の金額が増加しているということでございます。

今年度、下水道担当の職員が異動に伴って、主事職と言うのでしょうか、入って5年以内の職員からベテランの職員にまズなって、金額的には上っているということがまず1点ですが、その中で、当然1年目ということで、毎月、水道下水道につきましては、下水道で一人組んでいますが、業務としては水道と下水道の料金担当もしておりますし、管理的な業務の一部を担っていただいている職員なので、業務量は今までの職員より、まずは増加しているということを前提に置いてお話しますが、その中で、まず、企業会計へ来年度移行するための準備として、それぞれ研修だとかいろいろあるのですが、そういった中での勉強する中で、通常業務をしなければいけないということもありますので、時間外が増えていくということ。

さらに、施設課のファイリングシステムの担当者であるため、なかなか通常業務の中でファイリングシステムが行えないものですから、その分の時間外を取って対応していると。

そういった面で追加するような形になってございます。

次に、汚泥の処理の委託についてでございますが、今回、50トン分を追加し、931トン分を令和2年度の処理量として算定をしているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 永井明さんの奨学金につきましては、次年度分の分ということで理解いたしました。

返済が遅れているとかそういうことではないということで理解してよろしいですね。わかりました。

あと、法人事業税の交付金ですけれども、今後も継続していくということで、北海道から市町村への配分みたいなものということですが、地方税の偏りを是正するために設けられた交付金なのかなというふうにもちょっと理解していたのですが、そうではないというふうに理解していいのですかね、これは。

あと、マイナンバーについてはかなり、令和2年で311件ですか、かなり増えているというふうに思うのですが、次年度の新年度予算等においてもかなりこれに関する金額が増えているということで、多分今後、健康保険証の代わりにも使えるですとか、何かそういったのが段々とマイナンバーの利用度が高まっていくということで、住民の皆さん方々もこのカードをつくっているのかなというふうにも思うのですが、今回については、マイナポイントの影響が大きいのかなというふうに理解をしているみたいですが、そういった先のことも考えての利用頻度なのかとも私は思いました。

あと、下水道会計の残業代ですが、人事異動があつて、ちょっと給与の高い方がそこに入られた関係もあつて若干時間外の金額も増えた。

あと、企業会計の移行やらファイリングシステム等の仕事が入って時間外勤務が増えたということで、この金額からいくと、かなりの時間数になるのではないかなというふうに思いますけども、水道会計とダブっている部分もあるので、完全な一人ということではないということですので、勤務体制としてはそんなに負荷がかかっているというふうに理解はしなくてもいいのか。

それとも、かなり残業が多くてまいつているというような状態だということなのか。

ちょっとその辺がわからないのですが、そんなに今の課長の説明では、いつもよりは多いかもしれないけれども、そんなに大きな負荷ではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 今、お話あった負担の部分については、1年目ということで、相当やっぱり覚えなければならぬ部分もあつて、前半の部分では相当負担があつたのかなというふうに思いますが、相当覚えてきて、今は負担はないというふうに聞いておりますので、問題ないというふうに判断しております。

面談やってもその辺の部分については、本人から苦痛になっているということを聞いておりませんので、問題ないというふうに把握しております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 宮部議員の方から、法人事業税の交付金、おっしゃられるとおり、これはあくまで偏在是正、地方と国との間の偏在是正のための措置で、それが消費税の税率が8%から10%になったときに、具体的に、それ以前に制度改正はされていたのですが、そのときの税源移譲のための施策というふうになっております。

ただ、この法人事業税の交付金が交付されるの自体は何年間かの経過措置があつて、それで令和2年度で初めてその交付金として交付されると。

ですから、当初予算にもこれは乗っていませんでしたので、それで補正でその分を追加したという形になっています。

中身的には、もともと地方税だった法人住民税の法人税割、その割合を縮小して、それが国税に移ったと。

とすると地方税が縮小されるので、地方に入る税収がその分だけ落ちると。

市町村でいけば、法人税割ということになって、税率自体も落ちているのです。

12. 7から9. 7。

とすると税収が落ちるということになるので、その分の補てん措置として、市町村でなく道がその分を法人事業税として税収は増えるので、その増えた分の中から市町村へ5. 4%相当分を人口按分で市町村へ交付すると。

道が受けたお金を、これまでは市町村で受けていたのですけれども、税率自体が落ちてしまっている所以で収入が落ちると。

落ちた分については、国税で収入していたものから、今度、道がまるまる法人事業税として受け取るようになるので、その一部分を人口按分で市町村に交付するというふうな流れになったようです。

国から直接国税で受けていた分は基本的に地方交付税として交付されたはずなので、その分が圧縮された分、道税として受けた分が地方へ交付し直しになると。

穴空いた分を埋める措置自体はされているというのが、この2年度から始まった交付金ということになります。

ですから、財源の偏在性を是正するための措置でこの制度が設けられていますので、引き金は消費税率のアップもありましたけれども、基本的な考え方としては、宮部議員おっしゃられたとおり、偏在是正による措置ということでございます。

○議長（中井康雄君） 部屋の換気等もしたいと思いますので、休憩をしたいと思います。

3時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時18分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） マイナンバーカードについて、ちょっとお聞きします。

何かちょっと調べてみますと、健康保険証として使えるのが3月ぐらいから何かそのようなふうに変わっていくとか、あと、コンビニあたりでも住民票が取れるですとか、そういったシステムというのがいつから本当にそういうふうに変わっていくのか。

その辺もし情報入っていれば教えていただきたいというふうに思うのですけれども。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 国の方の動きとしては、報道等で伝わっているとおりかなというふうに思っています。

ただ、村の方も、例えば、国保の方で保険証のマイナンバーでの利用というの、これから始めていく段階です。

実際のところ医療機関では、そのマイナンバーカードを読み取る機械とかが揃わないと多分使えない話になるかなというふうに考えておりますので、早く見積もったとしても、年度入って順次ということになるのかなと思いますので、夏以降になるのではないかなという、詳しい何月から始まりますという情報は村の方にも今のところ入ってございません。

あと、コンビニでの交付も、これについては多分マイナンバーカードが連携したからって戸籍が取れるという話ではないと思います。

多分別な連携が必要だということになるかなというふうに考えていますので、これについてもちょっといつからそれが取れるようになるのかというのははっきりしておりません。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、令和2年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、令和2年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、令和2年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、令和2年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、令和2年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、令和2年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3日から7日までの5日間、議事日程の都合により休会し、8日は午前10時から本会議を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日3日から7日までの5日間は休会し、8日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3時26分